

茨城県再犯防止推進計画

～犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けて～



令和3年3月



— 目 次 —

| | | |
|----------|--|----|
| 第1章 | 計画の概要..... | 1 |
| 第2章 | 計画の数値目標..... | 3 |
| 第3章 | 施策の展開..... | 4 |
| 1 | 国・市町村・民間団体等との連携強化..... | 4 |
| 2 | 就労・住居の確保..... | 5 |
| (1) | 就労の確保..... | 5 |
| (2) | 住居の確保..... | 13 |
| 3 | 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援..... | 17 |
| (1) | 高齢者又は障害者への支援..... | 17 |
| (2) | 薬物依存を有する者への支援..... | 22 |
| (3) | 青少年への支援..... | 25 |
| (4) | 性犯罪をした者への支援..... | 28 |
| (5) | その他の特性に応じた支援..... | 30 |
| 4 | 民間協力者の活動の促進..... | 32 |
| 5 | 広報・啓発活動の推進..... | 34 |
| 第4章 | 茨城県における再犯防止を取り巻く状況..... | 35 |
| (1) | 再犯の防止等に関する施策の成果指標..... | 35 |
| 【指標番号1】 | 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率..... | 35 |
| 【指標番号2】 | 新受刑者中の再入者数及び再入者率..... | 35 |
| 【指標番号3】 | 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率..... | 36 |
| 【指標番号4】 | 特性別に見た2年以内再入率..... | 36 |
| (2) | 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標..... | 39 |
| 【指標番号5】 | 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合..... | 39 |
| 【指標番号6】 | 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数..... | 39 |
| 【指標番号7】 | 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合..... | 40 |
| 【指標番号8】 | 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合..... | 41 |
| 【指標番号9】 | 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数..... | 41 |
| 【指標番号10】 | 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数..... | 42 |
| 【指標番号11】 | 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合..... | 42 |
| 【指標番号12】 | 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率..... | 43 |
| 【指標番号13】 | 指標12により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合..... | 43 |
| 【指標番号14】 | 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率..... | 43 |
| 【指標番号15】 | 保護司数及び保護司充足率..... | 44 |

| | |
|--|----|
| 【指標番号16】“社会を明るくする運動”行事参加人数 | 44 |
| 【参考資料】 | 45 |
| 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の概要 | 46 |
| 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）の概要..... | 48 |
| 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）の概要..... | 49 |
| 成人による刑事事件の流れ..... | 50 |
| 非行少年に関する手続きの流れ | 52 |
| 再犯防止に係る社会資源の概要（エコマップ） | 54 |
| 国・県等の関係機関一覧 | 55 |
| 自立相談支援機関一覧..... | 56 |
| 社会福祉協議会一覧..... | 57 |
| 市町村における関係支援施策の担当課一覧..... | 58 |

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・目的

本県の最近の犯罪傾向をみると、刑法犯認知件数が平成14年をピークとして減少傾向にあるものの、令和元年の検挙者に占める再犯者の比率は46.7%、刑務所への入所受刑者に占める再入者¹の比率は56.8%に及ぶなど、依然として再犯者による犯罪発生の割合が高い状況が続いています。

再犯防止に関しては、平成19年版犯罪白書において初めて「全検挙者中の約3割にあたる再犯者により約6割の犯罪が行われている」等の指摘がなされたことをはじめ、国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定されたほか、翌平成29年12月には、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定されています。中でも再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務（第8条第1項）が課されたところです。

現在、茨城県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念に掲げる茨城県総合計画のもと、「人権を尊重し、多様性を認め合う社会」を実現するため、「誰一人取り残さない社会づくり」に向けた様々な取組を推進しているところですが、県民一人ひとりが尊重される社会を実現する上で、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、再犯防止を図ることは重要な取組のひとつです。

また、再犯防止の推進は、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現にも寄与するものです。

このため、県では、再犯防止の観点から犯罪をした者等に対する国・県・市町村・民間団体等による就労、住居、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することを目的として、茨城県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）を策定します。

(2) 県計画の位置付け

県計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画を勘案し、茨城県における取り組みについて策定します。

(3) 基本方針と重点課題

県は、再犯防止推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、国の「再犯防止推進計画」で設定されている基本方針を踏襲するとともに、同法第24条に基づき、国が整理した重点課題を勘案しつつ、国との役割分担を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

<基本方針>

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報する等により、広く県民の関心と理解を醸成する。

¹) 再入者：受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者。

<重点課題>

- ① 国・市町村・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援
- ④ 民間協力者の活動の促進
- ⑤ 広報・啓発活動の推進

(4) 県計画の期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間とします。

ただし、再犯防止を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

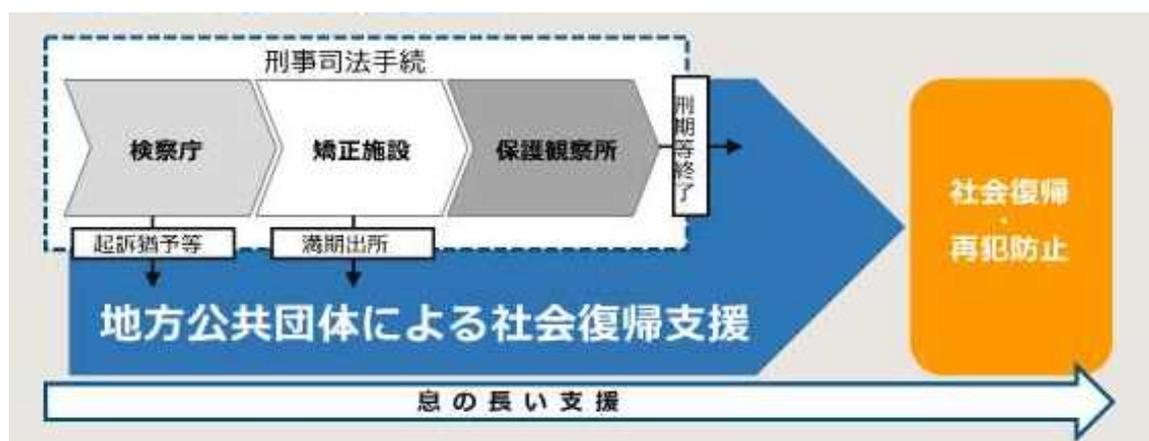
(5) 県計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とし、具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

(6) 県計画の推進体制

関係する行政機関や民間団体、有識者等で構成する「茨城県再犯防止推進協議会」を設置し、再犯防止にかかる施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ります。

※犯罪をした者等の社会復帰支援と再犯防止のイメージ



第2章 計画の数値目標

県計画を進める上での数値目標として、刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和元年の人数（基準値）に対し3割以上削減することを目標とする。

令和元年再犯者数（茨城県） 1,663人→1,164人以下

（参考：刑法犯検挙者中の再犯者数の実績）



第3章 施策の展開

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

ア 現状と課題

再犯の防止に関しては、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であり、これまでは、主として刑事司法関係機関がこれらを支える取組を実施してきましたが、昨今は、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じてきています。

こうした中、本県においても、貧困や疾病、障害、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援が求められており、国・市町村・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸保護観察所】

- ・ 国や県の関係機関で構成する「茨城県刑務所出所者等就労支援協議会」、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」、「茨城県地域支援連絡協議会」、「茨城県心神喪失者等医療観察法関係者連絡会議」を設置し、情報交換や連携強化を図っています。
- ・ 市町村における再犯防止推進計画の策定に向けた働きかけや支援を行っています。

【水戸少年鑑別所】

- ・ 関係機関の連携を強化し、地域援助（法務少年支援センターが行う地域の非行及び犯罪の防止に関する、相談対応、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修、講演等）を推進するため、地域援助推進協議会を開催しています。

ウ 県の取組の方向

| | |
|---|----------------------|
| ○再犯防止推進協議会の設置 | 【福祉指導課】 |
| ・ 国、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成される再犯防止推進協議会を設置し、継続的に情報交換・情報共有を行い、関係機関相互の連携強化を図ります。 | |
| ○茨城県地域生活定着支援センターとの連携強化 | 【福祉指導課】 |
| ・ 茨城県地域生活定着支援センターについて、市町村や、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。 | |
| ○市町村再犯防止推進計画の策定の促進 | 【福祉指導課】 |
| ・ 市町村に対し、地方再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。 | |
| ○茨城県暴力団離脱者就労対策協議会の開催 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| ・ 警察、県暴力追放推進センター、水戸保護観察所、水戸刑務所、水戸公共職業安定所等で構成する「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の開催により、就労の確保に向けた情報共有、連携強化に努めます。 | |

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

ア 現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

また、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない、職場での人間関係を十分に構築できない、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、いったん就職しても離職してしまう場合があること、犯罪をした者等の中には障害の程度が福祉的支援を受けられる程度でないものの一般就労することも難しい者が少なからず存在すること、などの課題があります。

さらに、本県においては、保護観察対象者数に対する協力雇用主の数が他県と比べて少ないなど、犯罪をした者等の就労環境が十分とは言えないことから、国・市町村・民間団体等との連携のもと、着実な就労に向けた環境を整備する必要があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸刑務所】

- ・ 刑事施設²で実施している特別改善指導の一環として、就労支援に関する指導を実施しています。この指導では、外部の専門家の協力も得ながら、就労の重要性、就労と犯罪の関係、日常生活での感情のコントロールなどを指導しています。
- ・ ハローワークや保護観察所³と協力し、受刑者の出所後の就労先の確保に努めています。

【茨城農芸学院⁴】

- ・ 在院者の出院後の円滑な就労を目的として、茨城県公安委員会及び同委員会指定の竜ヶ崎自動車教習所と連携し、院内での原動機付自転車の免許取得を行っています。

【水戸保護観察所】

- ・ 協力雇用主⁵の登録を拡大し、保護観察対象者等の就労先の拡充を図ったり、身元保証人が確保できない方に対して身元保証を実施しています。
- ・ 刑務所出所者等で就労が困難な方に対し、就職活動支援業務、職場定着支援業務を民間事業者に委託し、継続的できめ細かな就労支援を実施しています。
- ・ 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用した場合、一定の支給要件に基づき最大1年間就労奨励金を支給しています。
- ・ 就農希望のある刑務所出所者等を茨城就業支援センターに入所させ、保護観察官による生活指導を受けながら、6か月間農業実習等を受講させ、就農による自立を支援しています。(P8)

²) 刑事施設：刑務所、少年刑務所、拘留所の総称。刑事施設に少年院、少年鑑別所、婦人補導院を加えて「矯正施設」と称する。

³) 保護観察所：犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う国の機関。

⁴) 茨城農芸学院：牛久市に所在する少年院。特徴的な取組として、地方公共団体・民間団体と連携した再犯防止施策（ブドウ栽培、官民協働の学習支援）を実施している。

⁵) 協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

図 1 参照)

【茨城労働局】

- ・ 刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及びトライアル雇用助成金⁶等の支給等の総合的な支援を行うことによる自立の実現を図っています。(刑務所出所者等就労支援事業)
- ・ 雇用保険を受給できない方で、一定の要件を満たす特定求職者⁷に対し、再就職の実現に当たって必要となる知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。(求職者支援制度)
- ・ 求職者支援制度の利用者で一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金⁸を支給しています。

【コレワーク関東⁹】

- ・ 刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設の情報を提供するなど採用手続きをサポートしています。
- ・ 地方公共団体や民間団体等の関係機関と連携して、事業主向けの個別相談会やセミナー(矯正施設スタディツアー等)のイベントを主催しています。

【就労支援事業者機構¹⁰】

- ・ 保護観察所及びハローワークと連携して「就職活動支援業務」を実施するとともに、就労した方の職場定着を図るため、協力雇用主等と連携して「職場定着支援業務」を実施しています。
- ・ 保護観察所と連携して協力雇用主の拡大を図るとともに、雇用の促進に取り組んでいます。

【更生保護法人・自立準備ホーム(NPO法人等)】

- ・ 保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。(P15 図 9 参照)

ウ 県の取組の方向

① 犯罪をした者等の雇用の場の確保

○協力雇用主の開拓・確保

【福祉指導課など】

- ・ 県広報紙等において、犯罪をした者等を雇用することの意義や協力雇用主について周知するとともに、協力雇用主に対するインセンティブの付与を検討し、協力雇用主の開拓・確保に努めます。

6) トライアル雇用制度：刑務所出所者等を試行的に雇用した場合に、最長3か月間、月額4万円(最大12万円)のトライアル雇用助成金が支払われる制度。事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録し、雇用保険に加入していることが条件となる。

7) 特定求職者となるには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う選考に合格し、ハローワークにおいて受講のあっせんを受ける必要がある。

8) 職業訓練受講給付金：本人及び世帯の収入、保有資産、訓練への出席状況等の要件を満たす場合に「月額10万円+通所手当+寄宿手当」が訓練期間中支給される。

9) コレワーク：矯正就労支援情報センターの通称名。受刑者等の就労を支援するために設置された機関。

10) 就労支援事業者機構：保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っているNPO法人。

| | |
|--|---------------|
| ○賛同企業の開拓・確保 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| ・ 県暴力追放推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。 | |
| ② 就職に向けた相談・支援等の充実 | |
| ○いばらき就職支援センターによる就労支援 | 【労働政策課】 |
| ・ いばらき就職支援センター及び県内5か所の地区就職支援センターにおいて、若年者をはじめとする就職希望者に対して就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施します。 | |
| ○離職者等の再就職支援 | 【労働政策課】 |
| ・ 刑務所出所者等に対し、農作業等を習得する職業訓練を実施し、農業への就職を支援します。 | |
| ○就農希望者へのマッチング支援 | 【農業技術課】 |
| ・ 農業に就業を希望する方に対し、就職の受入先とのマッチング支援を行います。 | |
| ○障害者に対する就労支援 | 【障害福祉課】 |
| ・ 障害者就業・生活支援センターでは、支援を必要とする障害のある方に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業生活の継続支援を行っています。(P9 図 2 参照) | |
| ○暴力団離脱者の就労支援 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| ・ 警察や県暴力追放推進センター ¹¹⁾ において、暴力団離脱者から就労支援の相談を受け、「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会 ¹²⁾ 」の協議を踏まえて就労支援を行います。 | |
| ○少年に対する就労支援 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 一定の要件を備える少年に対する就労支援機関(ハローワーク等)の活用促進を図るとともに、必要に応じて面接会場への付き添いを行います。 | |
| ○生活困窮者に対する就労支援 | 【福祉指導課】 |
| ・ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立支援事業など、県・市町村の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の本人の状況に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。(P9 図 3 参照) | |
| ○必要な資金の貸付 | 【福祉指導課】 |
| ・ 社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。(P11 図 6 参照) | |
| ③ 関係機関との連携 | |
| ○刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参画し、刑務所出所者等の就労支援の推進に協力します。 | |
| ○矯正施設 ¹³⁾ との連携 | 【労働政策課】 |
| ・ 矯正施設における職業訓練がより効果的なものとなるよう、訓練方法等について情報提供するなど矯正施設との連携を図ります。 | |

11) 暴力追放推進センター：暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織。

12) 暴力団離脱者就労対策協議会：警察、県暴力追放推進センター、水戸保護観察所、水戸刑務所、水戸公共職業安定所等で構成し、暴力団から離脱した者の就労の確保に向けた情報共有、連携強化を図っている。

13) 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

| | |
|--|---------------|
| ○セミナー・研修会等における紹介 | 【福祉指導課など】 |
| <p>・県が主催するセミナー・研修会等において、協力雇用主、コレワーク¹⁴や就労支援事業者機構の役割等について周知するとともに、協力雇用主に対する支援制度（助成金等）を紹介し、協力雇用主への動機づけを図ります。</p> | |
| ○茨城県暴力団離脱者就労対策協議会の開催 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| <p>・警察、県暴力団追放推進センター、水戸保護観察所、水戸刑務所、水戸公共職業安定所等で構成する「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の開催により、就労の確保に向けた情報共有、連携強化に努めます。</p> | |
| ○就労支援機関(ハローワーク等)との連携 | 【警察本部少年課】 |
| <p>・茨城県少年サポートネットワーク¹⁵により、少年の立ち直りを支援する関係機関・団体と就労支援機関(ハローワーク等)との連携強化を図ります。</p> | |

図 1



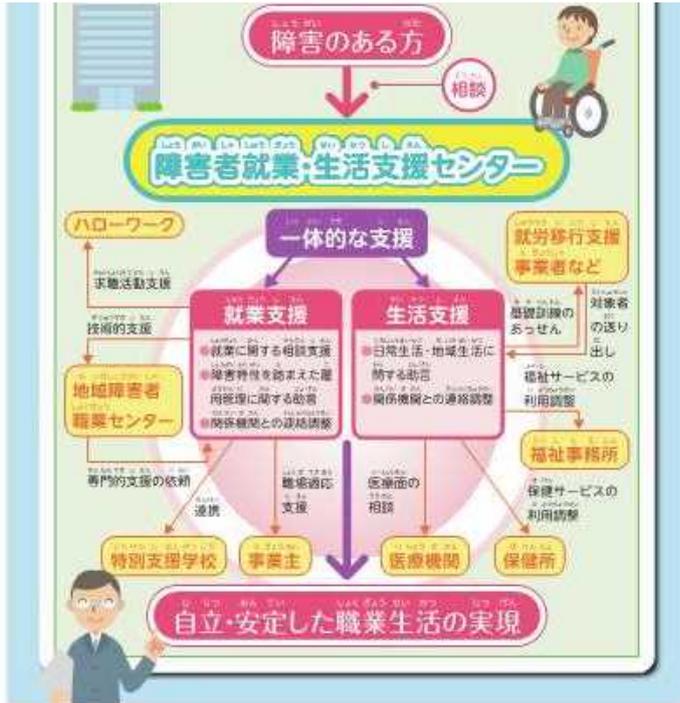
出典：法務省資料による

¹⁴) コレワーク：矯正就労支援情報センターの通称名。受刑者等の就労を支援するために設置された機関。

¹⁵) 少年サポートネットワーク：少年の立ち直りを支援する関係機関・団体（令和2年5月現在、86機関）から構成されたネットワーク。サポート活動では、少年の問題や抱えている悩みなどに応じて、最も適した機関・団体（学校、児童相談所等）と連携し、少年を支援するためのチーム（少年サポートチーム）を組み、様々な専門家が関わり、立ち直りに向けた支援を行う。

図 2

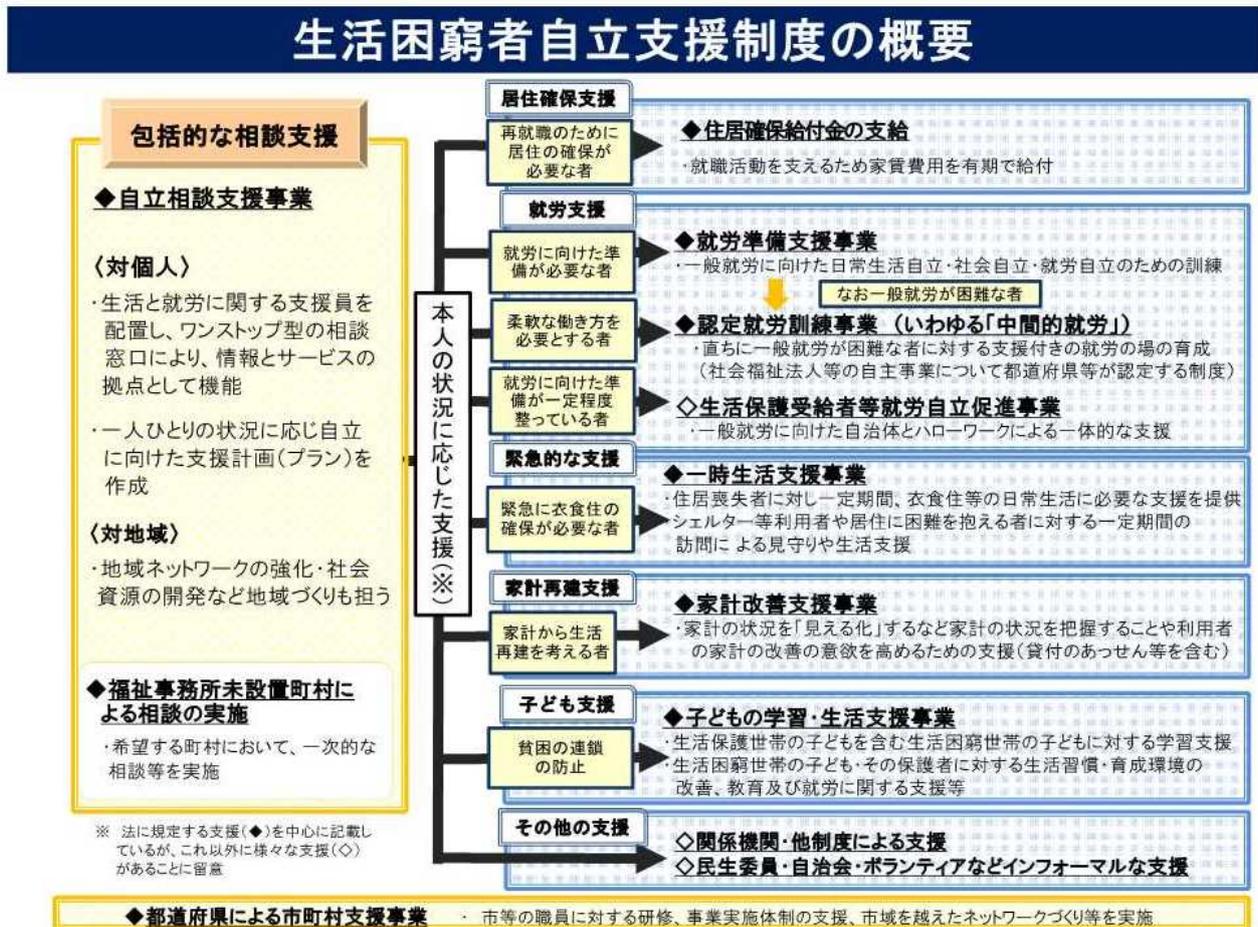
障害者就業・生活支援センターの概要



※問い合わせ先は P55 表 1 参照

出典：法務省資料による

図 3



出典：厚生労働省資料による

※相談窓口は P56 表 2 参照

図 4

就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- **生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者**を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。**
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。**

| 対象者の様々な状態像 | 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要 ○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要 ○自尊心や自己有用感を喪失している ○就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要) ○通所、合宿等の様々な形態で実施。 (多様な支援メニューの例) ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接 ・応募書類作成指導・キャリアコンサルティング・ボランティア活動への参加 ・就農訓練事業(平成28年4月より開始) ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="font-size: small;">(生活・健康講座)</div> <div style="font-size: small;">(農作業体験)</div> <div style="font-size: small;">(封入作業)</div> <div style="font-size: small;">(PC講座)</div> <div style="font-size: small;">(就職面接等の講座)</div> </div> |

×

効果

- **一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。**

出典：厚生労働省資料による

2

図 5



出典：厚生労働省資料による

図 6

生活福祉資金の貸付条件等一覧（令和2年4月1日現在）

| 資金種類／資金の目的 | 貸付対象世帯● | | | 貸付上限額 | 措置期間 (以内) 措置期間中 無利 | 償還 期限 | 利率 | |
|------------|--|-------|-------|---|--|----------|---|--|
| | 低所得世帯 | 障害者世帯 | 高齢者世帯 | | | | | |
| 総合支援資金 | 生活支援費 | ● | - | 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円 貸付期間3月以内 ※2 | 6月以内 ※3 | 10年 | 連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5% | |
| | 住宅入居費 | ● | - | 400,000 円 | | | | |
| | ※1 一時生活再建費 | ● | - | 600,000 円 | | | | |
| 福祉資金 | 生業を営むために必要な経費 | ● | ● | - | 6月以内 ※3 | 20年 | 連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5% | |
| | 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | ● | ● | - | | | | 技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年程度 5,800,000 円 |
| | 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 2,500,000 円 |
| | 福祉用具等の購入に必要な経費 | | ● | ● | | | | 1,700,000 円 |
| | 障害者用自動車の購入に必要な経費 | - | ● | - | | | | 2,500,000 円 |
| | 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 5,136,000 円 |
| | 負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | ● | - | ● | | | | 療養期間 1年以内 1,700,000 円 療養期間が1年を超え、1年6月以内 であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円 |
| | 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 介護サービス等受給期間1年以内 1,700,000 円 介護サービス等受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円 |
| | 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 1,500,000 円 |
| | 冠婚葬祭に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 500,000 円 |
| | 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 500,000 円 |
| | 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 500,000 円 |
| | その他日常生活上一時的に必要な経費 | ● | ● | ● | | | | 500,000 円 |
| 緊急小口資金 ※1 | ● | ● | ● | 100,000 円 | 2月以内 ※3 | 12月 | 無利子 | |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | ● | - | - | 卒業後 6月 以内 | 20年 | 無利子 | |
| | 就学支援費 | ● | - | - | | | | 高校 月額 35,000 円 高専 月額 60,000 円 短大 月額 60,000 円 大学 月額 65,000 円 ※特に必要と認める場合に限り、 上記金額の1.5倍まで |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | ● | - | ● | 土地の評価額の7割 月額/300,000 円 | 契約終了後3月 | 措置期間 終了後 | 年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | ● | - | ● | 居住用不動産の評価額の7割 (集合住宅5割) 月額/保護の実施機関が定めた額 | 契約終了後3月 | 措置期間 終了後 | 年3%又は長期 プライムレートの いずれか低い方 |

※1 原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。

※2 就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては最長12月まで貸付けを延長することができる。(原則、3月ごとに延長)

※3 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸付ける場合には、当該災害の状況に応じ、措置期間を2年以内とすることができる。

※相談窓口は P57 表 3 参照

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

- 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。



地域公益事業について

- 地域公益事業は、社会福祉充実財産を活用し、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供」するもの。
- 具体的な取組の内容は、以下のようなものが考えられる。

- ・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

出典：厚生労働省資料による

(2) 住居の確保

ア 現状と課題

住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。

しかし、刑事施設を満期で出所した方のうち約4割が住居が確保されないまま刑務所等を出所していますが、このような方は再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている方と比較して短くなっています。

こうした住居が確保されないまま出所した方の受入れ先としては、更生保護施設や自立準備ホーム¹⁶がありますが、これらの施設は、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。しかし、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより、定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯に至る者も存在します。

本県においては、刑務所等を出所した方の数に対する一時的な居場所を確保した方の数が他県と比べて少なく、犯罪をした者等の住居支援に関する社会資源が不足している懸念があることから、国・市町村・民間団体等との連携のもと、着実な住居支援に向けた社会資源を確保する必要があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸保護観察所】

- ・ 帰住先のない刑務所出所者等に対し、更生保護施設・自立準備ホームに宿泊保護を委託し、一時的な住居の確保を行っています。

【水戸地方検察庁】

- ・ 入口支援¹⁷の対象者が更生保護施設に入所するための情報提供及び保護観察所との連絡調整を行っています。
- ・ 入口支援の対象者が住宅を確保するための不動産会社等の情報提供及び不動産会社等との連絡調整を行っています。

【水戸刑務所】

- ・ 困窮者を支援する民間団体と連携し、適当な帰住先がない方の帰住先の確保に努めています。

【茨城県保護司会連合会¹⁸】

- ・ 更生保護施設の運営資金を助成し、保護対象者の自立支援を実施しています。

【更生保護法人・自立準備ホーム（NPO法人等）】

- ・ 保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保す

¹⁶) 適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所。

¹⁷) 入口支援：一般に、矯正施設出所者を対象とし矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスにつなげる取組をいう。

¹⁸) 保護司：犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

るとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。(P15 図 9 参照) **再掲**

ウ 県取組の方向

| | |
|--|------------------|
| ① 一時的な居場所の確保のための支援 | |
| ○民間団体による一時的居場所の設置の働きかけ | 【福祉指導課】 |
| ・ 社会福祉法人や NPO 等に対し、既存施設の空き室や、遊休資産を活用した一時的居場所の設置を働きかけます。 | |
| ○社会福祉充実財産を活用した取組の提案 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 社会福祉充実財産が生じたことで社会福祉充実計画を策定する必要がある社会福祉法人に対し、地域公益事業として自立準備ホームへの取組を提案し、一時的な居場所の創出について社会福祉法人の協力を求めます。(P12 図 7 参照) | |
| ○一時生活支援事業の実施 | 【福祉指導課】 |
| ・ 自立相談支援機関（市又は県が設置）において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を実施します。(P16 図 10 参照) | |
| ② 定住先の確保のための支援 | |
| ○県営住宅の提供 | 【住宅課】 |
| ・ 公営住宅法、茨城県県営住宅条例に基づき、住宅に困窮する方への県営住宅の提供に努めます。(P15 図 9 参照) | |
| ○住居確保給付金の支給 | 【福祉指導課】 |
| ・ 犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(P9 図 3 参照) | |
| ○セーフティネット住宅の登録 | 【住宅課】 |
| ・ 保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者 ¹⁹⁾ のためのセーフティネット住宅の登録に努めます。(P15 図 8 参照) | |
| ○住み込み就労先の確保 | 【福祉指導課】 |
| ・ 住み込みで働くことのできる就労先を確保できるよう、業界団体等に対する働きかけを行います。 | |
| ○必要な資金の貸付 再掲 | 【福祉指導課】 |
| ・ 社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し転居等に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。(P11 図 6 参照) | |

¹⁹⁾ 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等

図 8

住宅セーフティネット制度のイメージ

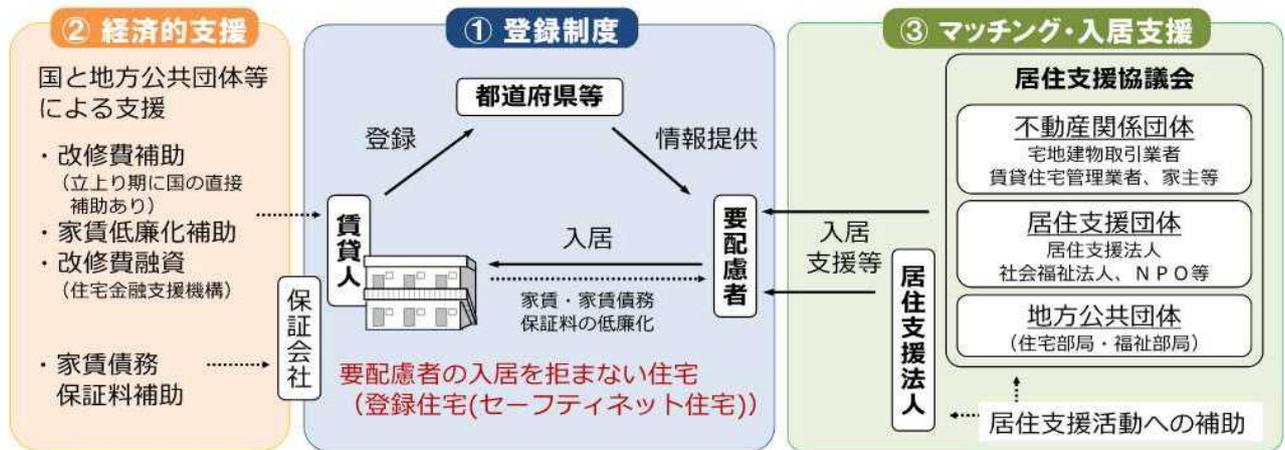
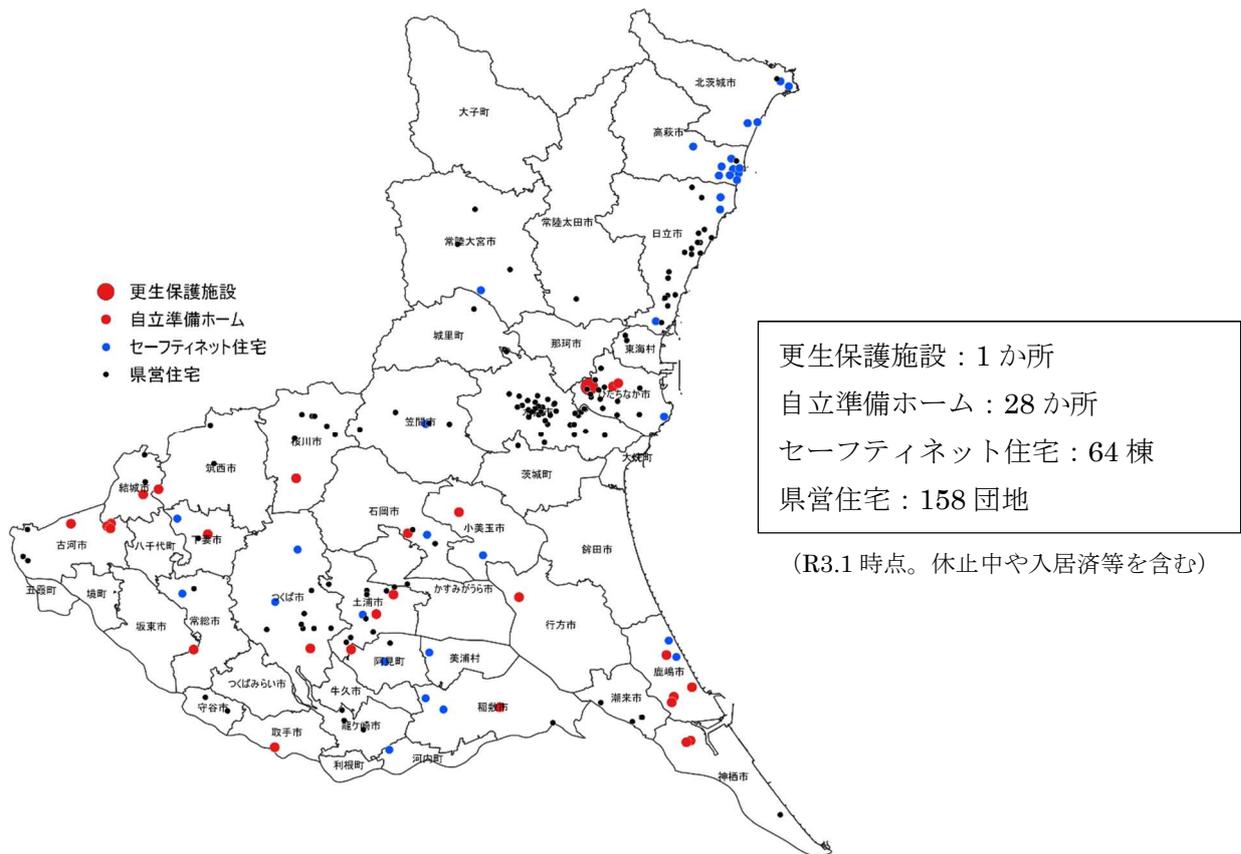


図 9

住居支援に関する社会資源の状況

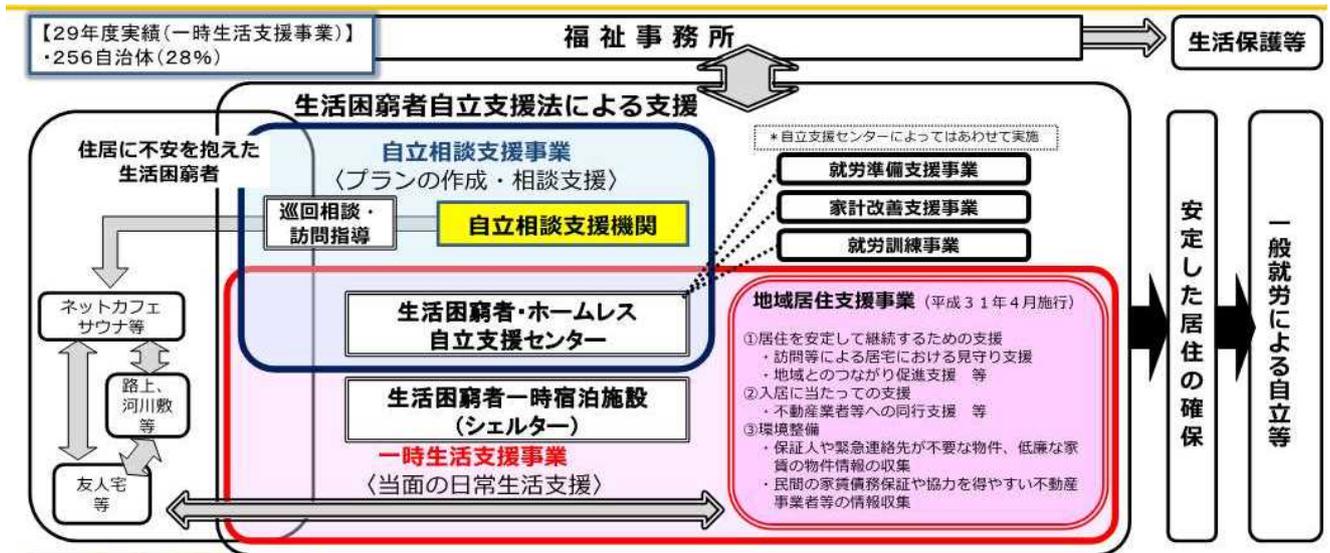


※県営住宅の一覧は、茨城県（住宅課）又は指定管理者（一般財団法人茨城県住宅管理センター）のホームページで閲覧できます。

※セーフティネット住宅の一覧は、「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページで閲覧できます。

図 10

一時生活支援事業の概要



出典：厚生労働省資料による

3 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援

(1) 高齢者又は障害者への支援

ア 現状と課題

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短時間で再犯に至っています。

また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このため、刑務所出所者等に対する支援（出口支援²⁰）としては、刑務所出所者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センター²¹を設置して必要な入居調整等を行う取組（特別調整）を実施しています。

さらには、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所する前の段階では、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスにつなげる「入口支援」を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があることや、自治体や社会福祉施設等の協力に差があり、必要な支援が得られない場合があることなどの課題があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸保護観察所】

- ・ 矯正施設入所中の高齢者又は障害者で出所後の住居がなく、福祉サービスを受けること等に同意している方に対して、地域生活定着支援センターと連携して、福祉施設等の出所後の受入先の調整を行っています。
- ・ 起訴猶予等となった高齢者又は障害者で福祉的支援が必要な方に対して、更生緊急保護²²により必要な支援を行っている。
- ・ 入口支援の実施に当たっては、福祉施設等の調整に時間を要することから、一時的な入所施設の確保が必要であるため、高齢者又は障害者が入所可能な自立準備ホームの開拓を行っています。

【水戸地方検察庁】

- ・ 入口支援の対象者が福祉サービスを受けるための情報提供及び行政機関や福祉施設との連絡調整を行っています。

²⁰) 出口支援：矯正施設出所者を対象とした、矯正施設から出所した後の福祉的支援。これに対し、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスにつなげる「入口支援」がある。

²¹) 地域生活定着支援センター：高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。原則として各都道府県に1か所設置されている。

²²) 更生緊急保護：保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。

【水戸刑務所】

- ・ 高齢（出所時におおむね60歳以上となることが見込まれる受刑者をいう。）又は障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるための指導を行っています。（社会復帰支援指導）

【更生保護法人・自立準備ホーム（NPO法人等）】

- ・ 保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。（P15 図 9 参照）**再掲**

ウ 県の取組の方向

| | |
|---|---------------------|
| ① 保健医療・福祉サービスの利用援助の充実 | |
| ○地域生活定着支援センター活動の充実 | 【福祉指導課】 |
| ・ 地域生活定着支援センターによる社会福祉施設への入所調整や福祉サービスの利用調整を充実します。（P20 図 11 参照） | |
| ○地域生活定着支援センターによる福祉サービスの利用支援（入口支援） | 【福祉指導課】 |
| ・ 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な方に対しても、釈放後に福祉サービスを利用できるよう地域生活定着支援センターが支援を行います。（P21 図 12 参照） | |
| ○更生保護施設との連携 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 更生保護施設に入居する方のうち福祉サービス等を必要とする方が支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を強化します。 | |
| ○地域包括支援センターとの連携 | 【健康・地域ケア推進課】 |
| ・ 地域包括支援センターと検察庁・保護観察所・矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち高齢者等に対して円滑に福祉サービスを提供できるよう、市町村等に対し必要な助言を行います。 | |
| ○包括的支援事業の実施 | 【健康・地域ケア推進課】 |
| ・ 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行います。 | |
| ○必要な資金の貸付 再掲 | 【福祉指導課】 |
| ・ 社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し福祉用具の購入等に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。（P11 図 6 参照） | |
| ○矯正施設への出張による面接判定 | 【障害福祉課】 |
| ・ 矯正施設に入所している知的障害が疑われる方から療育手帳申請があったときは、矯正施設への出張による面接判定を行います。 | |
| ② 権利の侵害を防ぐための支援 | |
| ○高齢者の認知症対応 | 【健康・地域ケア推進課】 |
| ・ 地域包括支援センター等において、認知症（疑いを含む）に関する相談を受け付け、犯罪をした者等についても、その状況に応じた適切な支援が実施されるよう、必要な助言を行います。 | |

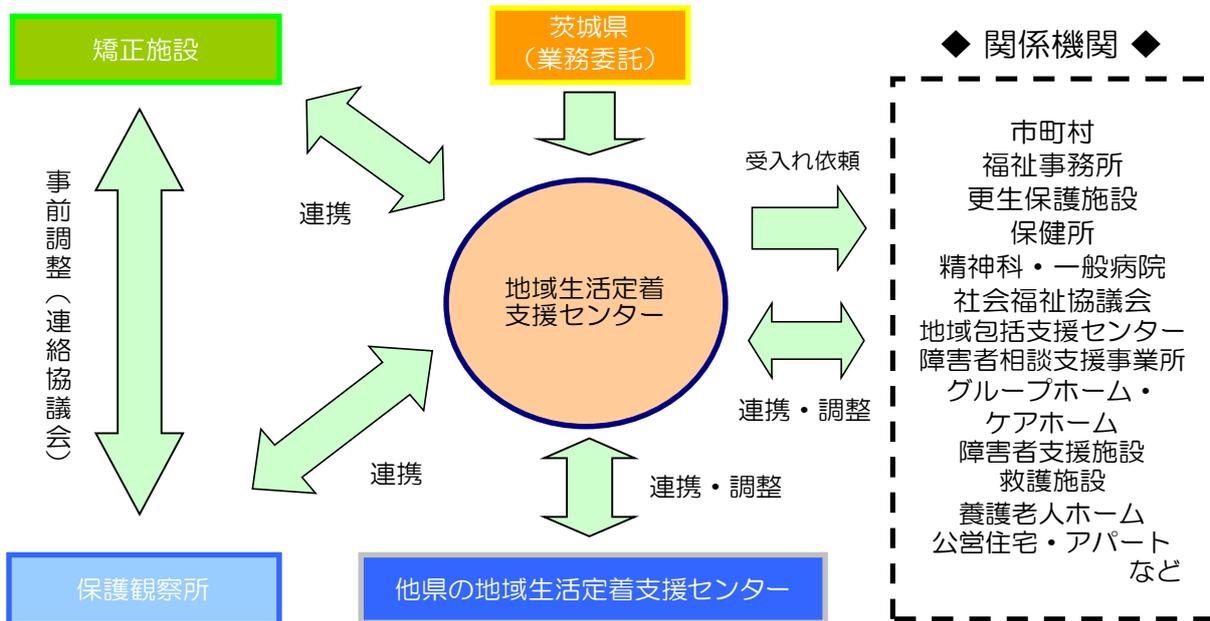
| | |
|---|--------------|
| ○日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助 | 【健康・地域ケア推進課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」により、認知症高齢者や障害者など判断能力が十分でない方が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。 | |
| ③ 関係機関との連携 | |
| ○県計画の周知 | 【福祉指導課など】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員等に対し「茨城県再犯防止推進計画」を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする方についての情報を共有します。 | |
| ○市町村への働きかけ | 【福祉指導課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設入所者のうち高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする方が、出所前又は出所後に速やかに必要な保健医療・福祉サービス利用のための手続きが行えるよう、矯正施設の指導や支援に協力するよう市町村に対して働きかけます。また、入口支援においても同様に、速やかに必要な手続きが行えるよう、地域生活定着支援センター、地方検察庁、弁護士等による支援に協力するよう働きかけます。 | |
| ○連絡会議等の開催 | 【福祉指導課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした者等のうち生活に困窮する方や障害者等の福祉的支援が必要な方に対し、円滑に必要な福祉サービスが提供されるよう、検察庁・保護観察所・矯正施設と福祉関係機関による連携強化を目的とした連絡会議等の開催について検討します。 | |
| ○自立準備ホームの確保への協力 | 【福祉指導課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自立準備ホームの制度周知を図り、更生緊急保護対象者等の一時的な居場所の受け皿として、高齢者や障害者等を受け入れ可能な既存の福祉施設を活用できるよう、社会福祉法人等に働きかけます。 | |
| ○更生保護施設の意義・役割等の広報・啓発 | 【福祉指導課など】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全・安心における更生保護施設の意義・役割等について、県民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。 | |

地域生活定着支援センターの主な業務

1. コーディネート業務

対象者：高齢または障害を理由として、矯正施設退所後に特別な支援が必要と認められ、保護観察所から調整依頼のあった人（特別調整者）を対象とします。

支援内容：矯正施設入所中に対象者と面談し、福祉サービス利用についてのニーズ確認
 援護の実施者となる市町村との調整
 受入れ先となる福祉施設や住居の調整・斡旋
 障害者手帳の取得申請・福祉サービスの利用申請の補助
 その他、関係する司法機関・行政機関との調整 など



2. フォローアップ業務

対象者：コーディネート業務の対象者で、既に矯正施設を退所し福祉施設等を利用している人を対象とします。

支援内容：利用施設等への訪問による生活状況の確認・把握
 受入れ施設等に対する支援内容やサービス利用等に関する助言

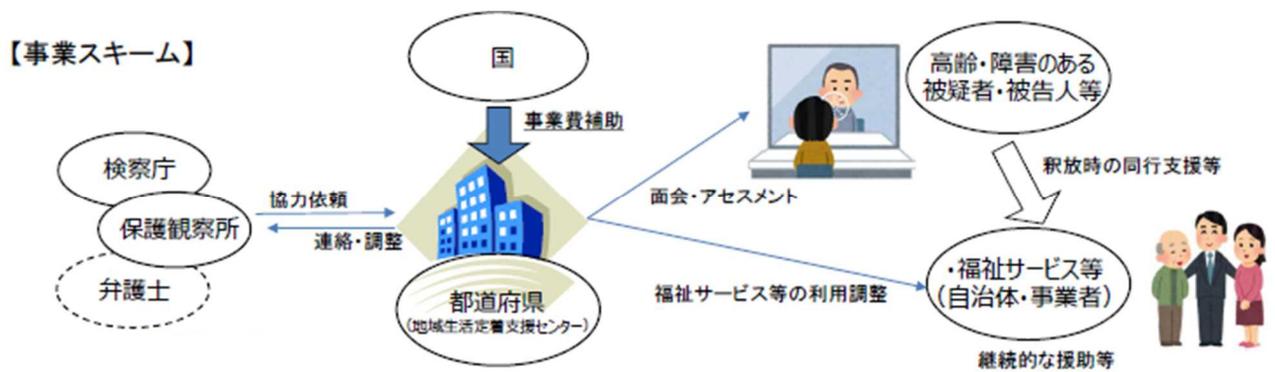
3. 相談支援業務

対象者：コーディネート業務対象外で、懲役もしくは禁固の刑の執行を受け、または保護処分を受けた後、矯正施設から退所した高齢者・障害者およびその家族を対象とします。

支援内容：福祉サービス等の利用に関する助言、その他必要な支援

図 12

地域生活定着支援センターによる福祉サービスの利用支援（入口支援）



出典：厚生労働省資料による

(2) 薬物依存を有する者への支援

ア 現状と課題

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、直近3ヵ年(平成28～30年)に出所した者全体の2年以内再入率は16.8パーセントであるのと比較して、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は17.3パーセントと高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

本県においては、人口に対する薬物事犯による保護観察対象者の数が他県と比べて多いことから、国・市町村・民間団体等との連携のもと、本人の状態に応じ、薬物依存の治療や回復施設に着実につなげていく必要があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸刑務所】

- ・ 薬物使用に係る自己の問題性を理解し、再使用に至らないための具体的な方法を習得するための特別改善指導を実施しています。

【水府学院】

- ・ 水府学院は、全国2か所に設置された薬物重点指導施設に指定されており、覚醒剤、麻薬、大麻、その他の薬物に依存している少年に対する指導(薬物非行防止指導)に力を入れています。
- ・ 認知行動療法に基づくグループミーティングを中心に、アンガーマネジメント、マインドフルネス、陶芸など、約4か月間の特色ある集中的なプログラム(薬物非行防止指導)を実施しています。

【水戸保護観察所】

- ・ 薬物事犯の保護観察対象者に対して、ワークブックに基づく教育課程と簡易薬物検出検査を実施し、薬物再使用防止の支援を行っています。
- ・ 保護観察所内に薬物処遇ユニットを設置し、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、薬物事犯者に対する指導及び支援を実施しています。(P24 図 13 参照)
- ・ 矯正施設入所中の薬物事犯者の家族(引受人)に対して、薬物依存についての正しい知識と理解を深めるため、専門家による講話等を行い、薬物事犯者の家族への支援を行っています。

【水戸地方検察庁】

- ・ 入口支援の対象者が治療を受けるための情報提供及び医療機関との連絡調整を行っています。

【茨城県保護司会連合会】

- ・ 保護観察所で実施している薬物事犯者の引受人会や家族会に参加し、関係者の不安解消等に協力しています。

【更生保護法人・自立準備ホーム（NPO 法人等）】

- ・ 保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。（P15 図 9 参照）**再掲**

ウ 県の取組の方向

| | |
|--|----------------------|
| ① 薬物依存の治療や回復のための支援 | |
| ○薬物依存に関する相談窓口の設置 | 【障害福祉課、薬務課】 |
| ・ 薬物依存に関する相談窓口を精神保健福祉センターに設置し、回復支援施設（ダルク ²³ 等）と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を行います。 | |
| ○回復支援施設や自助グループ²⁴の紹介 | 【障害福祉課】 |
| ・ 精神保健福祉センター等において、本人の意向を確認の上、薬物依存の回復支援施設や自助グループ（NA ²⁵ 等）を紹介します。 | |
| ○依存症専門医療機関等の選定 | 【障害福祉課】 |
| ・ 薬物依存症の専門治療が受けられるよう、県において依存症治療拠点機関及び専門医療機関を選定します。 | |
| ○薬物依存からの回復のための医療費の負担軽減 | 【障害福祉課】 |
| ・ 薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。（自立支援医療（精神通院医療）制度） | |
| ② 薬物事犯者の家族に対する支援 | |
| ○家族教室の開催 | 【障害福祉課、薬務課】 |
| ・ 精神保健福祉センター等が開催する家族教室において、自助グループや保護観察所と連携し、家族に対し薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方等を助言します。 | |
| ③ 薬物依存に関する適切な広報・啓発 | |
| ○関係機関や民間団体と連携した広報・啓発活動 | 【障害福祉課、薬務課】 |
| ・ 規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を行います。 | |
| ○薬物乱用防止啓発活動の実施 | 【薬務課・警察本部少年課】 |
| ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等により、県内各地の街頭での啓発資材の配布、高校野球やサッカー大会の会場等での横断幕の掲示、各種広報媒体（各種広報誌・ラジオ・県域データ放送・公共交通機関駅構内の電光掲示板等）の活用等により、薬物乱用防止啓発活動を行います。 | |
| ○講演会等の開催 | 【障害福祉課】 |
| ・ 薬物依存に関する知識の啓発を行うため、講演会等を開催します。 | |
| ○薬物乱用防止教室の開催 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 学校及び保育所の児童、生徒らを対象に薬物乱用防止教室を開催し、薬物の有害性、危険性に関する教育活動を実施します。 | |

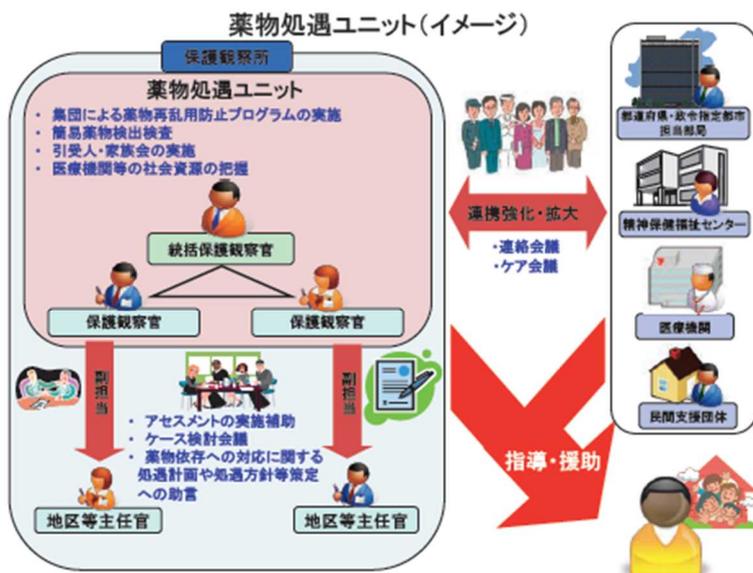
23) ダルク (DARC) : 覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

24) 自助グループ : 同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。

25) NA : Narcotics Anonymous (ナルコティクス アノニマス) の略。薬物依存からの回復を目指す薬物依存症者の自助グループ。

| ④ 関係機関との連携 | |
|--|-----------|
| ○支援関係者への研修等の実施 | 【障害福祉課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者（医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等）に対する研修等を実施し、薬物依存からの回復に関する正しい知識・技術の普及に努めるとともに、関係者の連携強化に努めます。 | |
| ○茨城県依存症問題地域連携会議の開催 | 【障害福祉課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターにおいて、「茨城県依存症問題地域連携会議」を開催し、関係機関で取り組み状況や課題の共有を図ります。 | |
| ○依存症回復プログラムの実施 | 【障害福祉課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターにおいて、回復支援施設と連携し、回復に必要な知識や具体的対処方法について学ぶ依存症回復プログラムを実施します。 | |
| ○地域支援連絡協議会への参画 | 【福祉指導課など】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存のある犯罪をした者等に対する効果的な支援が推進されるよう、市町村に対し、保護観察所が主催する地域支援連絡協議会への参画を促します。 | |

図 13



出典：法務省資料による。

(3) 青少年への支援

ア 現状と課題

我が国では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にあります。その一方で令和元年の少年院入院者の24.4パーセント、入所受刑者の34.8パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、令和元年の少年院入院者の40.1パーセント、入所受刑者の23.9パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施や、少年院における強化指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援や情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験にかかる調整、BBS会²⁶等の民間ボランティアの協力による学習支援が行われているものの、学校や地域における取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【少年院】

- 少年院では、教科指導のほか、義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行うとともに、文部科学省と連携して高等学校卒業程度認定試験を受験する機会を設けています。

【水戸少年鑑別所】

- 学校等での問題行動、交友関係などに関して、学校関係機関や児童生徒本人、保護者などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動への支援に取り組んでいます。

【茨城県保護司会連合会】

- 学校と保護司の協議会の実施や、学生に対するあいさつ運動を実施しています。

ウ 県の取組の方向

| ① 学校等と連携した立ち直り支援 | |
|---|-----------------------|
| ○日常的なネットワーク体制の構築 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】 |
| ・ 学校に在籍する児童生徒の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関と連携を図り、日常的なネットワーク体制の構築を検討します。 | |
| ○学校と保護司、保護観察所等の連携 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】 |
| ・ 学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が連携して相談支援を充実するなど立ち直りを支援します。 | |
| ○矯正施設との連携による修学の継続 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】 |
| ・ 通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合において、矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な配慮を行います。 | |

²⁶) BBS会 : Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

| | |
|--|-----------------------------|
| ○社会貢献活動への協力 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や少年院の社会貢献活動の実施に協力します。 | |
| ○手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 手を差し伸べる立ち直り支援活動により、非行歴のある少年や、家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年が、生産体験活動、スポーツ活動等へ参加し、少年指導委員や大学生サポーターなどの少年警察ボランティアとの関わりを持つことで、周囲とのきずなの強化が図られるよう、体験活動(農業体験活動等)への積極的な参加を呼びかけます。 | |
| ② 学校や地域社会において再び学ぶための支援 | |
| ○矯正施設との連携による入学・編入学への配慮 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】 |
| ・ 矯正施設に入所する者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合において、矯正施設と連携し、入学者や編入学の選抜手続き等において必要な配慮を行います。 | |
| ○手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施 | 再掲 【警察本部少年課】 |
| ・ 手を差し伸べる立ち直り支援活動により、非行等により通学や進学を中断した少年が、少年指導委員や大学生サポーターなどの少年警察ボランティアとの係わりを持つことで、学校や地域社会において再び学ぶ機会を得られるよう、体験活動(農業体験活動等)への積極的な参加を呼びかけます。 | |
| ○子どもの学習・生活支援事業の実施 | 【福祉指導課】 |
| ・ 自立相談支援機関(市又は県が設置)において、子どもの学習・生活支援事業により、日常生活や親への養育支援などを通じて、単に勉強を教えるだけでなく、子どもの自立に向けた支援を実施します。(P27 図 14 参照) | |
| ○必要な資金の貸付 | 再掲 【福祉指導課】 |
| ・ 社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し修学に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。 | |
| ③ 児童生徒の非行の未然防止 | |
| ○スクールカウンセラーの配置 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】 |
| ・ 小中学校・高等学校等へのスクールカウンセラーの配置により、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 | |
| ○ボランティア活動への協力 | 【生涯学習課】 |
| ・ BBS会が行う地域の非行防止活動等に協力します。 | |
| ○少年鑑別所との連携・協力関係の構築 | 【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課】 |
| ・ 学校等の地域の関係機関及び団体における非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、少年鑑別所との連携・協力関係の構築について検討します。 | |
| ○非行防止教室の開催 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 学校及び保育所の児童・生徒らを対象に非行防止教室を開催し、少年の非行防止、規範意識の醸成を目的として、インターネットの危険性や非行防止全般等を内容とする教育活動を実施します。 | |

図 14

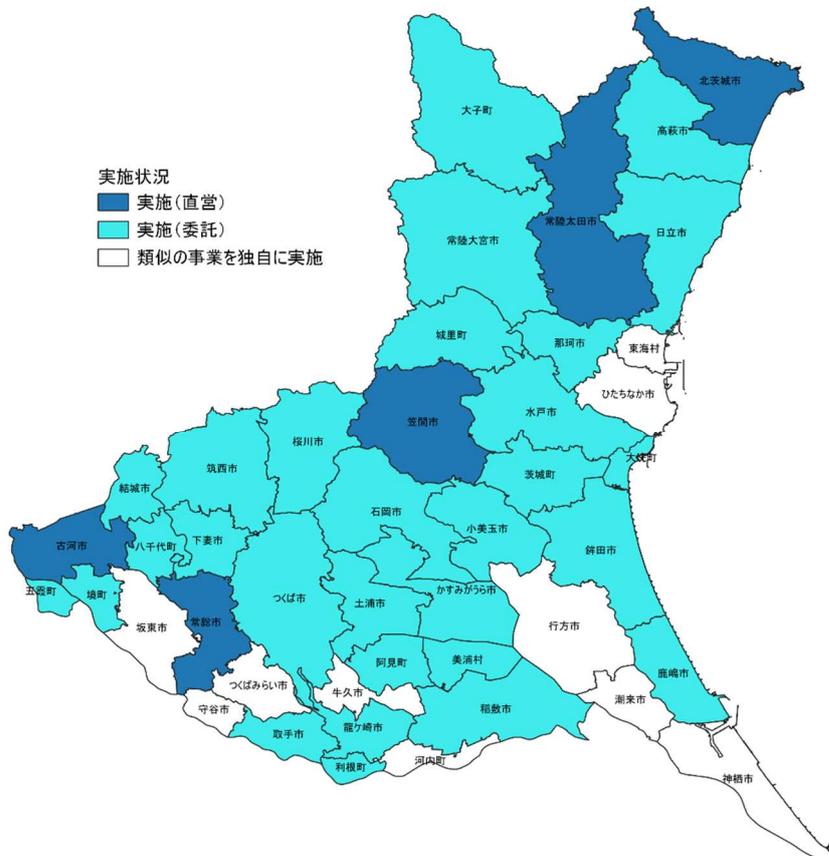
子どもの学習・生活支援事業の概要



出典：厚生労働省資料による。

図 15

子どもの学習・生活支援事業の実施状況（令和2年度）



※相談窓口は P58 表 4 参照

(4) 性犯罪をした者への支援

ア 現状と課題

令和3(2021)年の性犯罪(強制わいせつ+強制性交等)の認知件数は136件で、人口10万人当たりの認知件数は、全国ワースト8位となっています。

これまで、性犯罪をした者への支援は、国主体で行っていましたが、令和4年11月に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を踏まえ、国と県が連携して性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪加害者等に対して、相談対応等の社会復帰のための支援を行うことが必要となります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸刑務所】

- ・ 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者に対して、性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的として、認知行動療法に基づくプログラムである「性犯罪再犯防止指導」を実施しています。

【水戸保護観察所】

- ・ 保護観察中の性犯罪者に対して、性犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り(考え方や受け止め方のクセ)や、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させる「性犯罪再犯防止プログラム」を実施しています。

【水戸少年鑑別所】

- ・ 性犯罪をして刑事上の手続又は保護処分を受け、拘禁刑の執行、保護観察などの処遇を受けている人に対しては、処遇機関の依頼に応じて、その人の能力・性格の調査や指導方法の提案などの支援を実施しています。

ウ 県の取組の方向

① 性犯罪の再犯防止・社会復帰のための支援

○人権啓発推進センターにおける相談対応

【福祉政策課】

- ・ 性依存症以外の性犯罪をした者に対して、人権啓発推進センターにおいて必要に応じ、就労・住居に係る相談機関窓口の案内・紹介を行います。

○専門職による性依存症に関する相談対応

【福祉政策課、障害福祉課】

- ・ 性依存の疑いのある性犯罪をした者に対して、精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症相談事業に加え、性依存症の相談、助言を行うとともに、必要に応じ、専門的治療プログラムの紹介や治療費の支援を実施します。

○医療観察法医療への取組

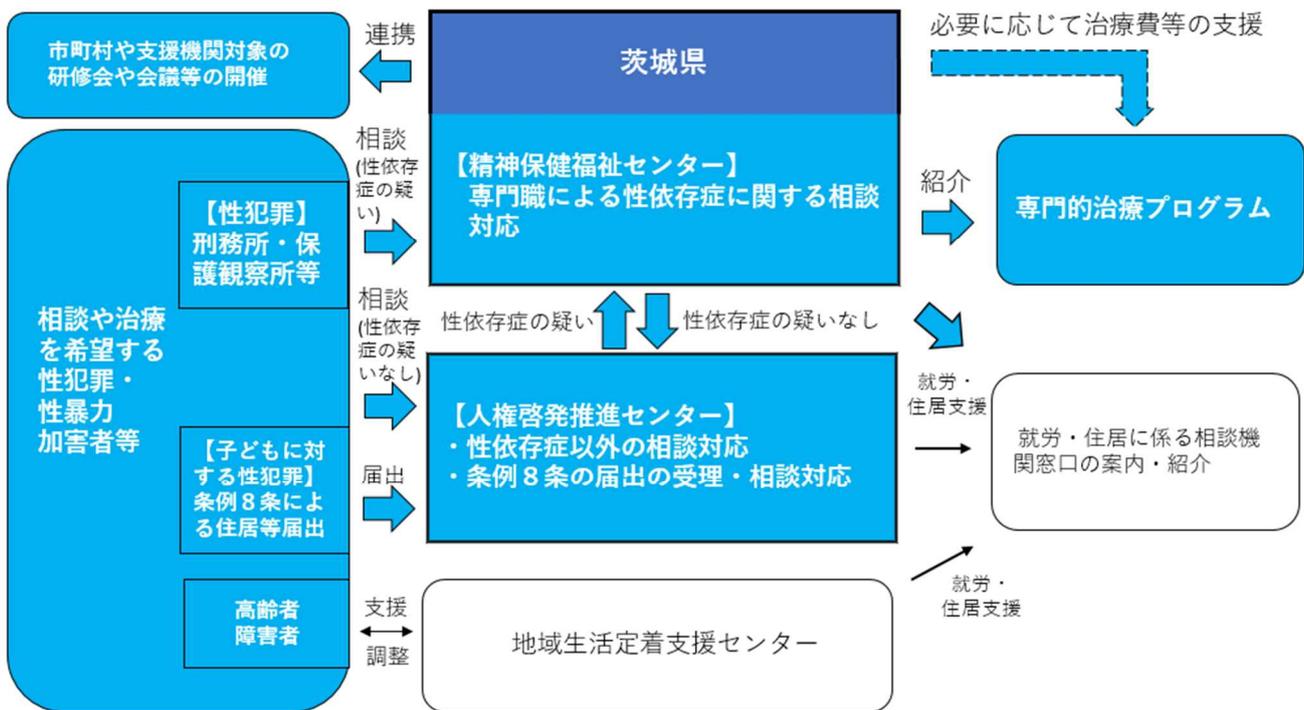
【病院局経営管理課】

- ・ 心神喪失又は心神耗弱の状態での重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害)を行った者を対象に、病状の改善及び同様の他害行為の再発防止を図り、社会復帰を支援します。

| | |
|---|---------|
| ○子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置 | |
| 【警察本部人身安全対策課】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じ、関係機関団体との連携を図ります。 | |
| ② その他の取組 | |
| ○国・市町村との連携 | 【福祉政策課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所・保護観察所・少年鑑別所と性犯罪をした者の支援等に係る情報共有に努めるとともに、県の取組の周知を図ります。 ・ 市町村との会議を開催し、性犯罪をした者への支援等の情報共有を図ります。 | |
| ○性犯罪の再犯防止・社会復帰のための支援の周知 | 【福祉政策課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪をした者への支援について、県ホームページに掲載するなど周知に努めます。 | |

図 16

性犯罪の再犯防止・社会復帰のための支援



(5) その他の特性に応じた支援

ア 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を把握した上で、適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要です。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があります。

このため、被虐待体験等の問題を抱える女性、暴力団関係者等再犯リスクが高い者など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施が必要となります。

しかし、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題がありますので、これらに対応するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していくことが重要です。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸刑務所】

- ・ 被収容者の特性を把握して、効果的な指導方法等について研究し、研究結果の発表を行って情報共有を図っています。

【水戸保護観察所】

- ・ 刑務所出所者等のうち、性犯罪者、薬物事犯者、暴力事犯者及び飲酒運転事犯者に対し、それぞれの専門的処遇プログラムにより、問題性を改善するための処遇を実施しています。
- ・ 保護観察対象者のうち被害者を死亡又は重大な傷害を負わせた者に対して、罪の大きさの認識、悔悟の情を深めさせることを通じて、再び犯罪をしない決意を固めさせるとともに、被害者等への誠実な対応を促すことを目的として、しょく罪指導プログラムを実施しています。

【水戸少年鑑別所】

- ・ 保護観察所と連携して、茨城就業支援センター訓練生や更生保護施設在所者に対して、各種心理検査等の調査を行い、それに基づく助言等を行っています。

【茨城県保護司会連合会】

- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた保護活動を行えるような、保護司研修を実施しています。

ウ 県の取組の方向

① 女性の抱える問題に応じた支援等

○ 婦人相談所における相談受付

【青少年家庭課】

- ・ 婦人相談所（県女性相談センター）において、犯罪や非行をした女性が抱える問題の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡等の支援を実施します。

| | |
|---|----------------------|
| ② 暴力団員の社会復帰対策の推進 | |
| ○社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| <p>・警察・県暴力追放推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどし、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図ります。</p> | |
| ○暴力団からの離脱支援 | 【警察本部組織犯罪対策課】 |
| <p>・警察や県暴力追放推進センターと矯正施設、保護観察所が連携し、暴力団離脱希望者からの相談を受け、離脱のための交渉を仲介するなど、暴力団からの離脱支援を行います。</p> | |
| ③ その他の取組 | |
| ○調査研究への協力 | 【福祉指導課など】 |
| <p>・矯正施設や保護観察所の指導や支援がより効果的なものとなるよう、刑事司法関係機関が行う調査や研究に協力します。</p> | |

4 民間協力者の活動の促進

ア 現状と課題

再犯の防止に関する施策は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会²⁷、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員²⁸、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師²⁹、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア³⁰など、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきました。

しかし、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアの活動が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境の変化による従来の民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係者と民間協力者との連携がなお不十分であることなどの課題があります。

本県においては、人口に対する保護司の数が他県と比べて少なく、犯罪をした者等の社会復帰支援を支える人的資源が不足していることから、国・市町村・民間団体等との連携のもと、地域ごとのバランスにも配慮しながら、保護司をはじめとした民間協力者を確保する必要があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸保護観察所】

- ・ 保護司活動の拠点や地域の関係機関との連携の場として、県内19地区保護司会に更生保護サポートセンター³¹を設置し、保護司活動の促進を図っています。
- ・ 保護司の安定的確保を図るため、保護司候補者検討協議会³²の開催、公的機関等の退職者等に対する保護司制度の周知等を行っています。
- ・ 更生保護女性会、BBS会、協力雇用主に対して研修会を実施し、民間協力者の活動の促進を図っています。

【水戸刑務所】

- ・ 矯正業務の充実、発展に寄与した方の表彰を行っています。

27) 更生保護女性会：地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

28) 篤志面接委員：矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

29) 教誨師：矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

30) 少年警察ボランティア：警察から委嘱され、自治体や学校などと連携して少年の非行防止や少年の保護を図るための活動に従事する。代表的な名称は「少年補導員」「少年指導委員」「少年警察協助手員」。

31) 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築を行っている。

32) 保護司候補者検討協議会：保護司の充足率が比較的低いなどの保護区において、当該保護区の保護司候補者を広く求め必要な情報の収取及び交換を行うために、保護観察所長と保護司会長が共同して設置する協議会。

【茨城県保護司会連合会】

- ・ 更生保護女性会をはじめとした民間協力者の活動の場として、更生保護サポートセンターを提供しています。

ウ 県の取組の方向

| | |
|--|-----------|
| ① 保護司をはじめとする民間ボランティアの確保 | |
| ○県HPや広報誌等における活動等の周知 | 【福祉指導課】 |
| ・ 県HPや広報誌等で、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア等の民間ボランティア活動について周知し、県民の理解増進を図ります。 | |
| ○各種情報の収集・提供 | 【福祉指導課】 |
| ・ 民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。 | |
| ○社会福祉充実財産を活用した取組の提案 再掲 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 社会福祉充実財産が生じたことで社会福祉充実計画を策定する必要がある社会福祉法人に対し、地域公益事業のメニューの一つとして再犯防止に関する取組を提案し、社会福祉法人による協力を働きかけます。(P12 図 7 参照) | |
| ○少年警察指導委員の委嘱 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 少年の非行防止や健全な育成を図るため、社会的信望があり、市町村や学校などと連携してボランティア活動に従事していただける方に対し、少年警察指導委員(少年警察ボランティア)を委嘱します。 | |
| ○大学生サポーターの委嘱 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 県警ホームページによる募集や大学への働きかけ等により、少年警察活動に協力いただける大学生に対し、大学生サポーターを委嘱します。 | |
| ○更生保護ボランティアの募集への協力 | 【福祉指導課】 |
| ・ 保護司の負担と再犯者の発生リスクとの相関関係を踏まえつつ、地域的な偏りの解消も念頭に置きながら、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの募集に協力します。 | |
| ○職員の退職後における更生保護ボランティア活動への参加促進 | 【福祉指導課】 |
| ・ 定年退職予定者等を中心に保護司等の更生保護ボランティア活動について紹介し、職員の理解促進や退職後における更生保護ボランティア活動への参加促進に寄与します。 | |
| ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 | |
| ○街頭補導の共同実施等 | 【警察本部少年課】 |
| ・ 少年警察ボランティア(少年警察指導委員、大学生サポーター)に対し、街頭補導の警察との共同実施等の支援を行います。また、大学生サポーターの活動に対する交通費用の助成等、活動に対する支援の充実を図ります。 | |

5 広報・啓発活動の推進

ア 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

しかし、再犯の防止に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、県民の関心と理解を得にくいこと、“社会を明るくする運動³³⁾”が十分に認知されていないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても県民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

イ 国関係機関・団体の取組

【水戸保護観察所】

- ・ 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、社会を明るくする運動を実施しています。
- ・ 更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者に対して、その活動実績に対して顕彰を行っています。

【水戸少年鑑別所】

- ・ 施設見学を積極的に受け入れ、少年鑑別所（法務少年支援センター³⁴⁾）の活動を理解していただくとともに、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。

ウ 県の取組の方向

| | |
|--|-----------|
| ○広報・啓発 | 【福祉指導課】 |
| ・ 地域の安全・安心につながるような更生保護施設の意義・役割等について、県民の理解が促進されるような広報・啓発に努めます。 | |
| ○社会を明るくする運動の推進 | 【福祉指導課】 |
| ・ 「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と連携して推進します。 | |
| ○再犯防止啓発月間の取組 | 【福祉指導課】 |
| ・ 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上の情報配信などにより、再犯防止についての広報活動を実施します。 | |
| ○民間ボランティアの顕彰 | 【福祉指導課】 |
| ・ 地域の安全、安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。 | |
| ○刑務所への作業発注の推進等 | 【福祉指導課など】 |
| ・ 矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注の推進や、公共スペースを活用した刑務所作業製品の展示会等により、販売先を確保するための支援を検討します。 | |

³³⁾ 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和2年で70回目を迎える。

³⁴⁾ 法務少年支援センター：少年鑑別所法第131条に基づき、少年鑑別所長が地域社会において非行及び犯罪の防止に関する援助を行うため設置された機関。児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる。

第4章 茨城県における再犯防止を取り巻く状況

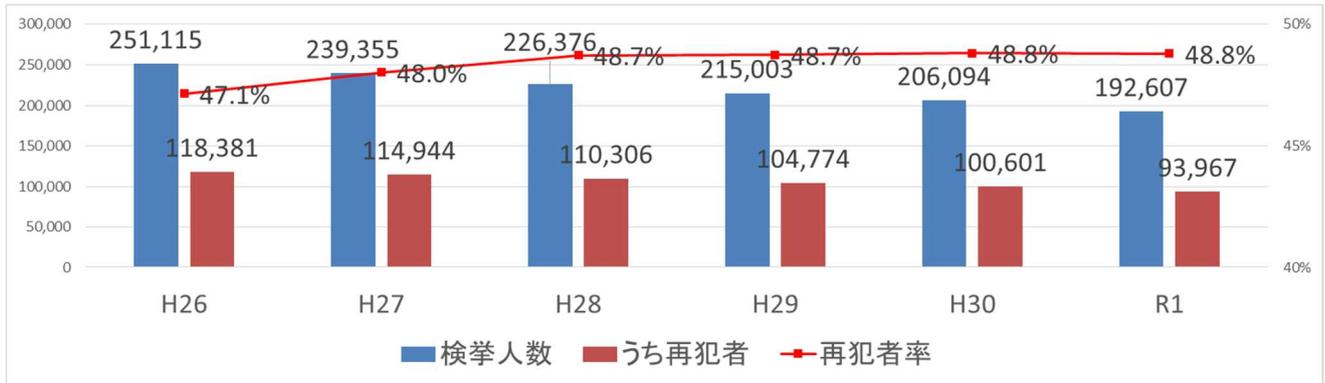
法務省からの提供データをもとに集計

(1) 再犯の防止等に関する施策の成果指標

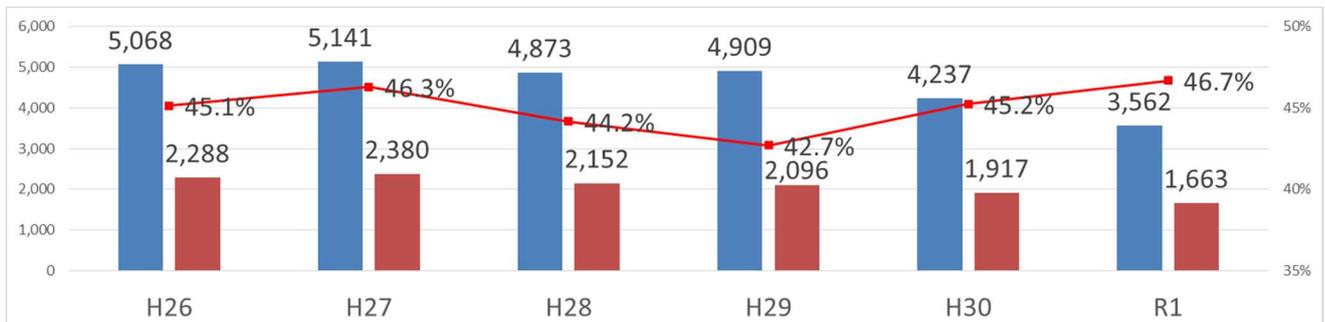
【指標番号1】 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(全国)

※検挙した警察の所在地で分類



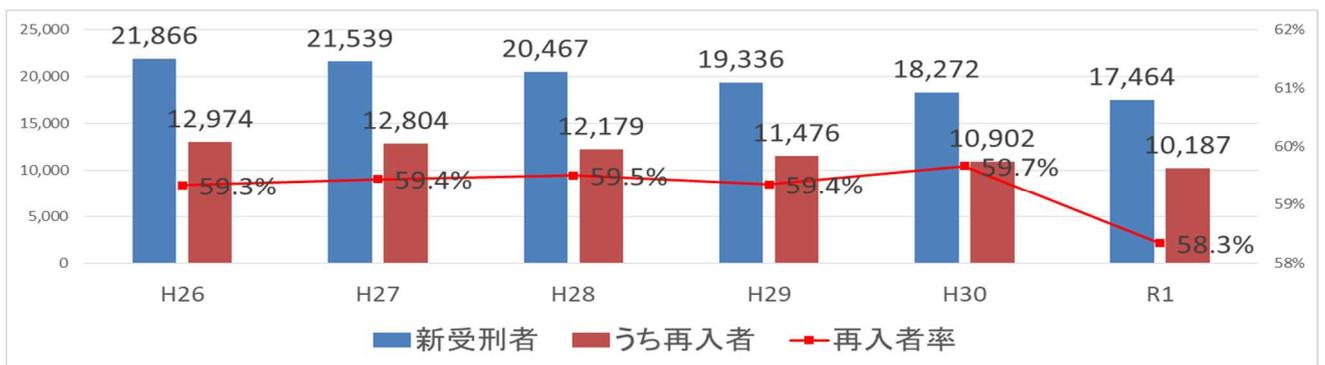
(茨城県)



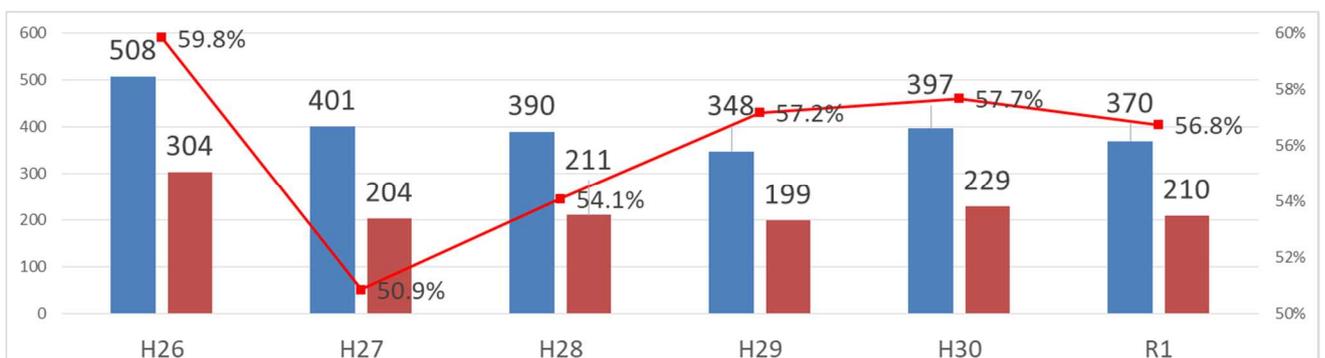
【指標番号2】 新受刑者中の再入者数及び再入者率

(全国)

※犯行時の居住地で分類



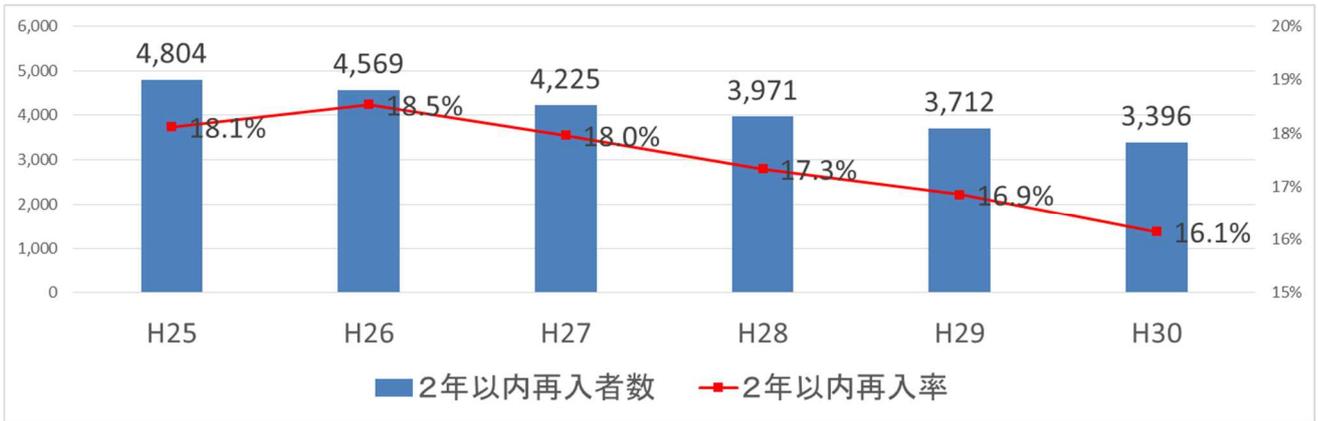
(茨城県)



【指標番号3】 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

※犯行時の居住地で分類

(全国)



(茨城県)



【指標番号4】 特性別に見た2年以内再入率

※犯行時の居住地で分類

■ 2年以内再入者数及び再入率の推移(覚醒剤取締法違反)

(全国)

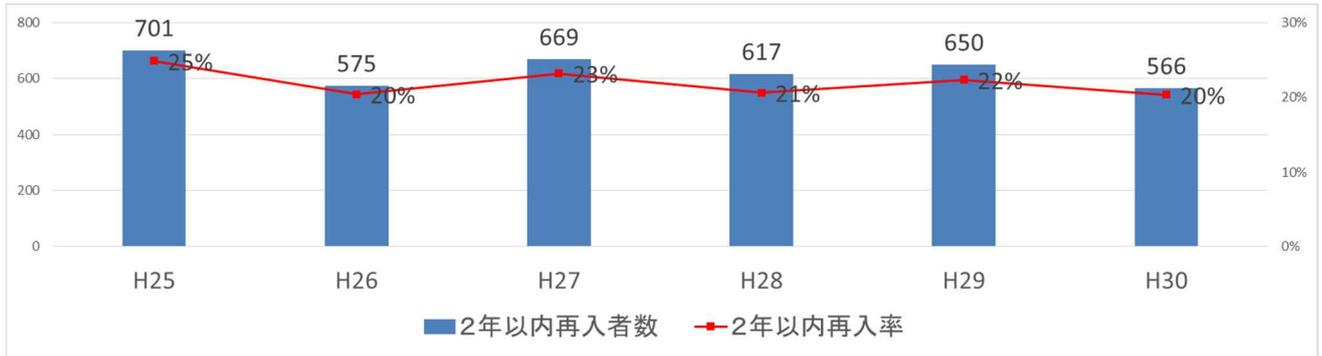


(茨城県)

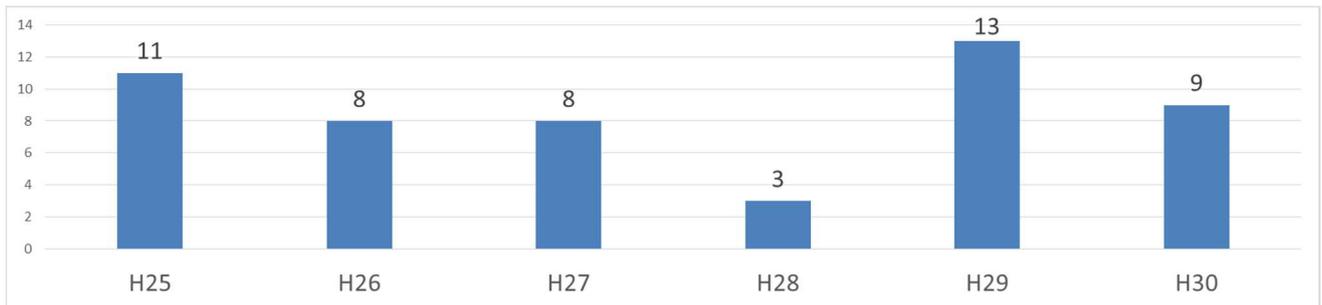


■ 2年以内再入者数及び再入率の推移(高齢(65歳以上))

(全国)

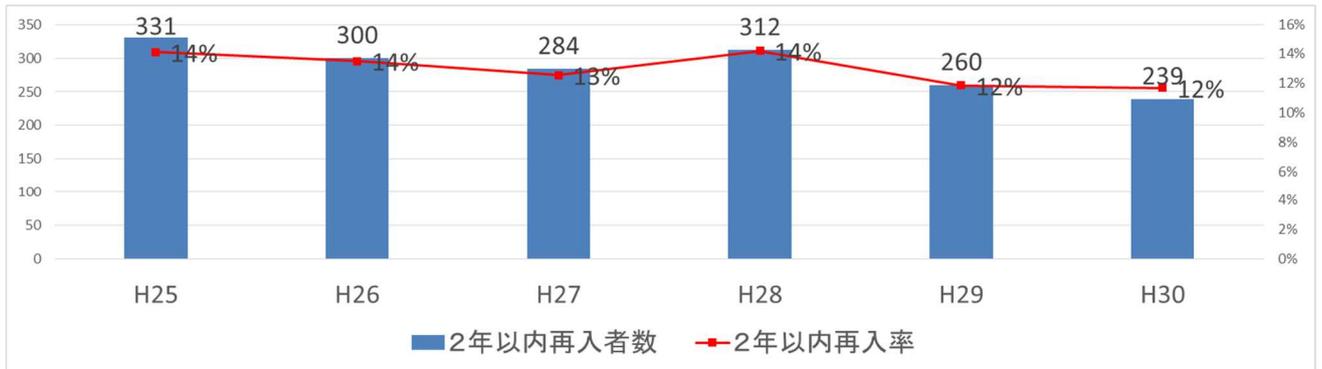


(茨城県)

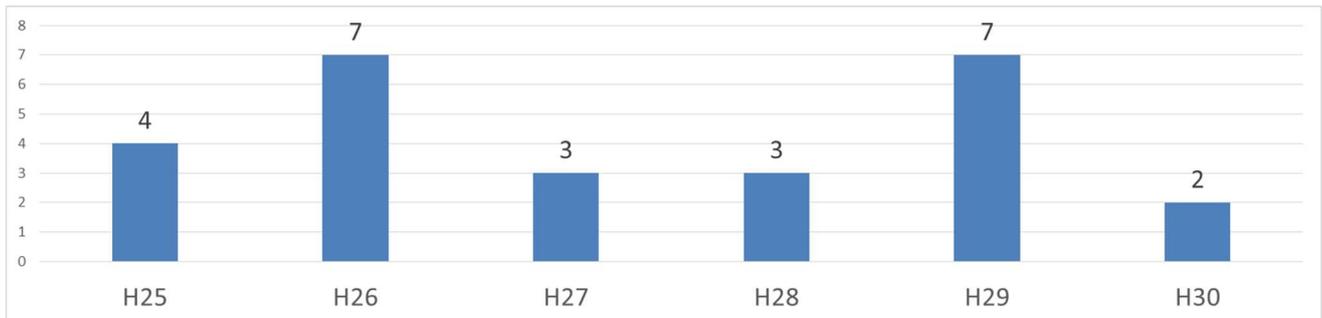


■ 2年以内再入者数及び再入率の推移(女性)

(全国)

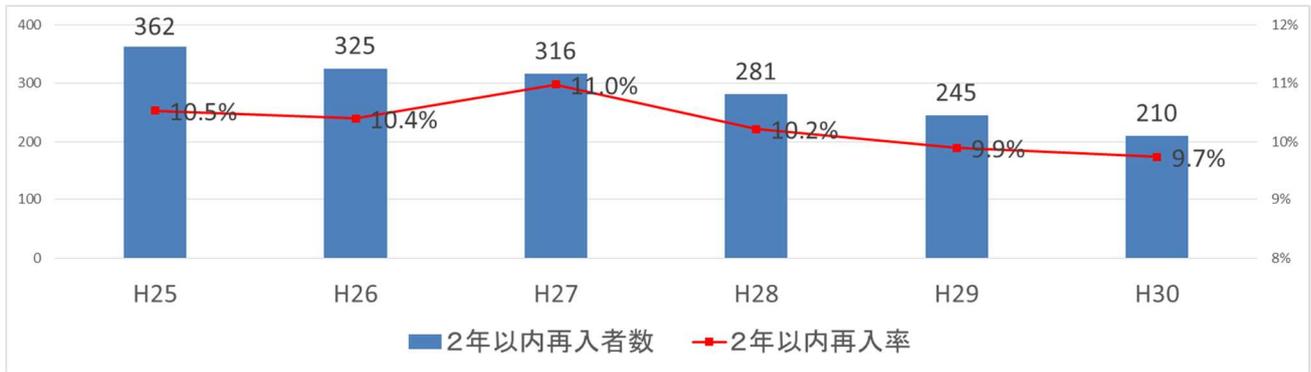


(茨城県)

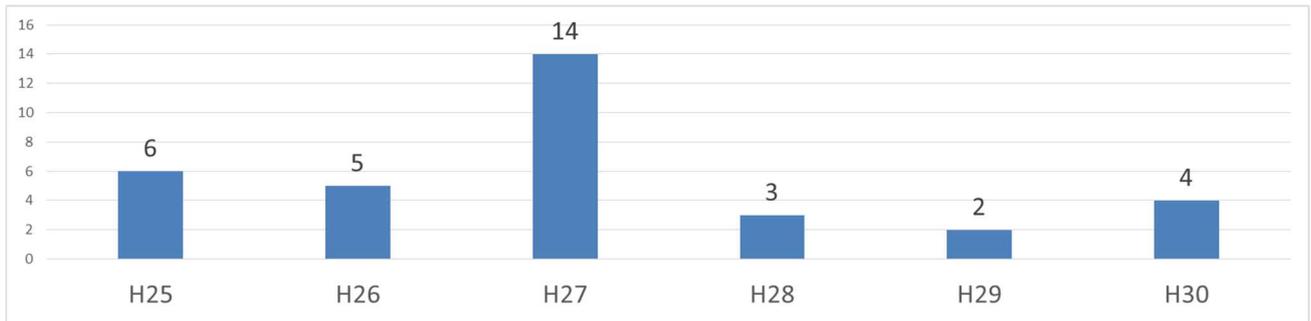


■ 2年以内再入者数及び再入率の推移(少年)

(全国)



(茨城県)

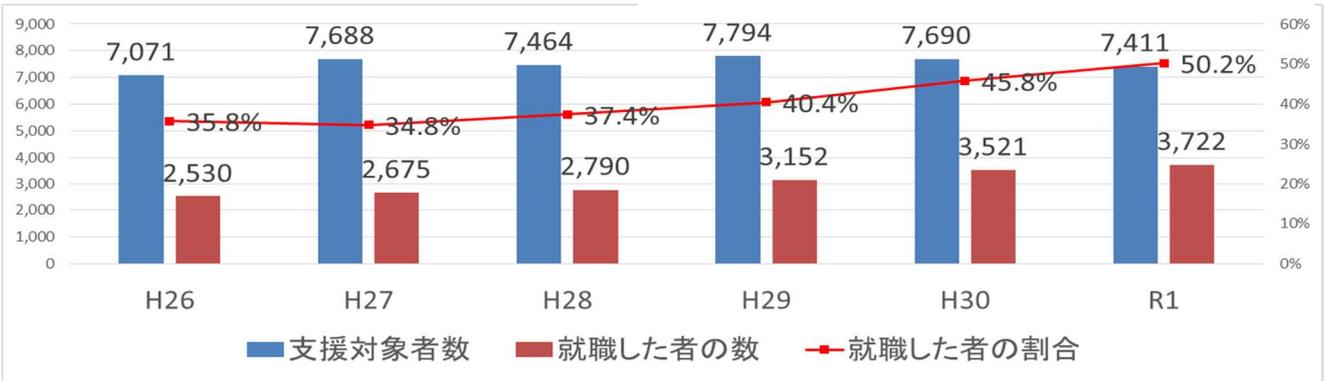


(2) 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

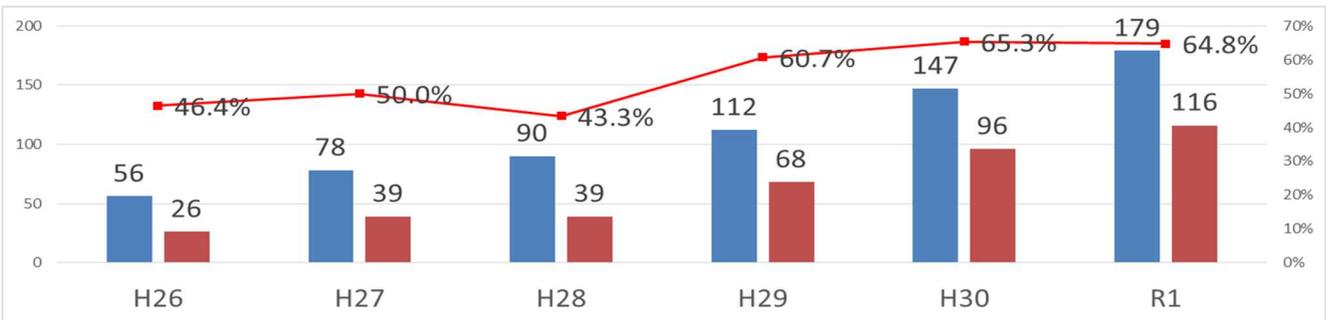
【指標番号5】 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

(全国)

※対象者の相談を受けたハローワークの所在地で分類



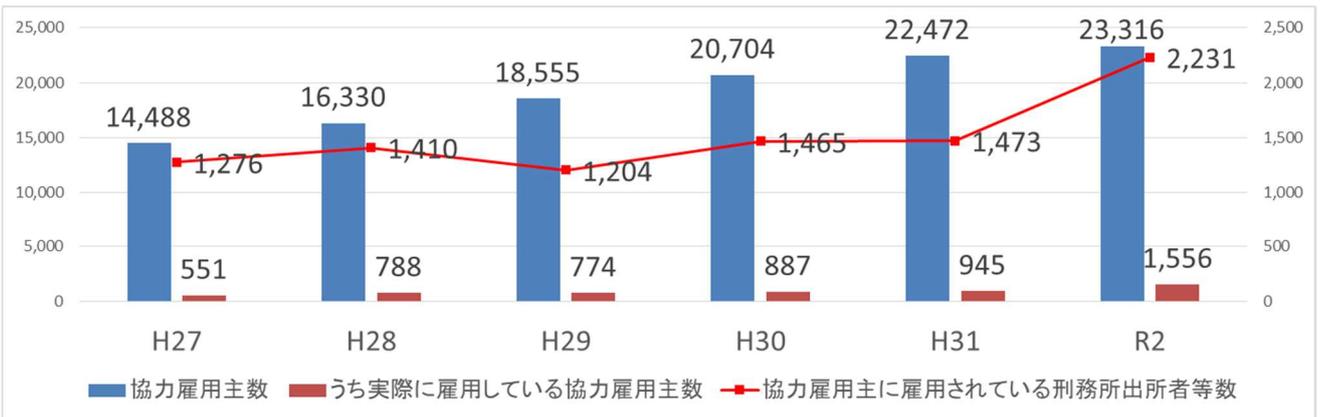
(茨城県)



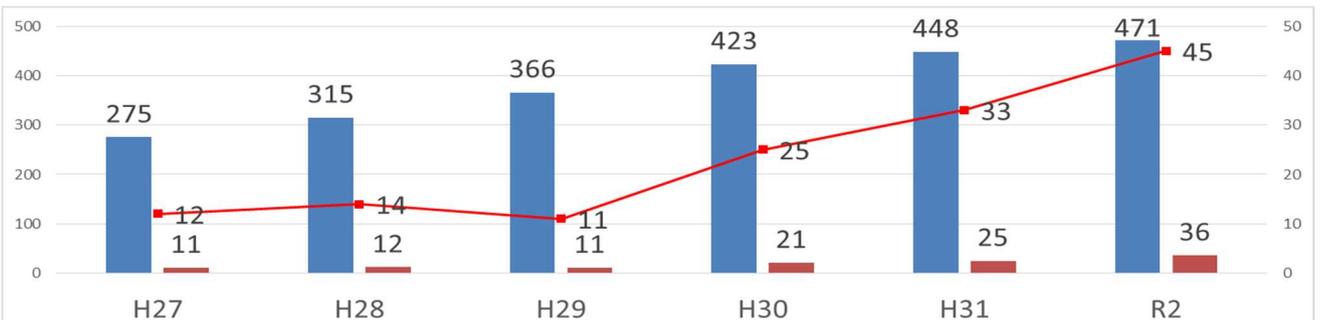
【指標番号6】 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

(全国)

※協力雇用主が登録されている保護観察所の所在地で分類



(茨城県)

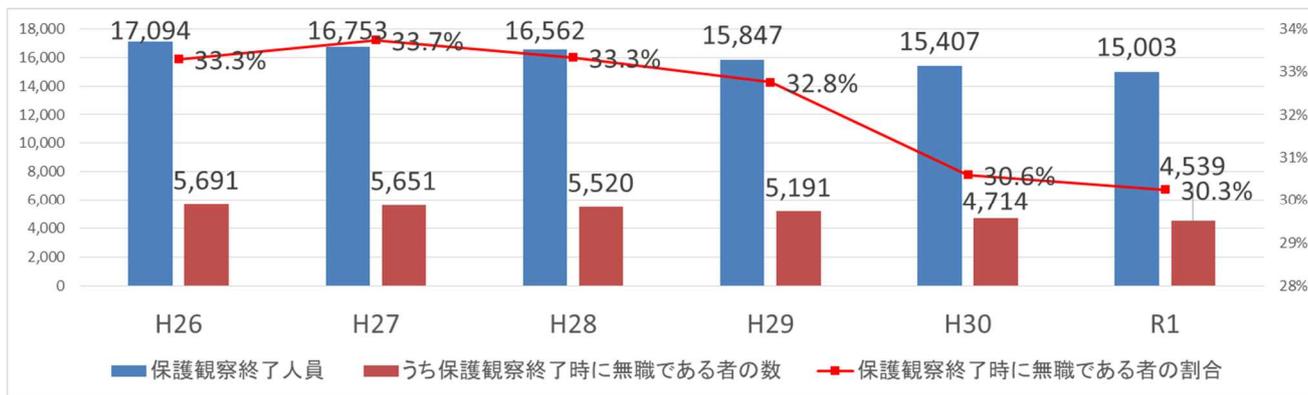


【指標番号7】保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

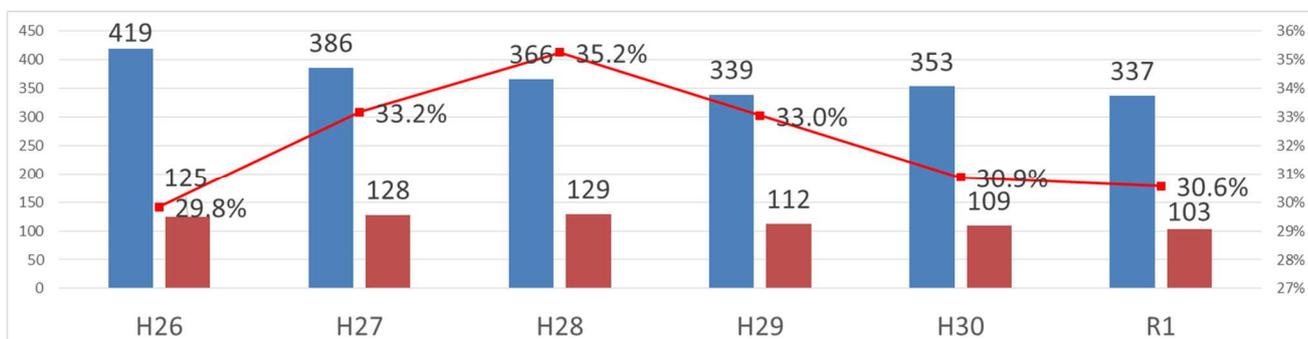
※保護観察終了時の保護観察所の所在地で分類

＜仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者＞

(全国)

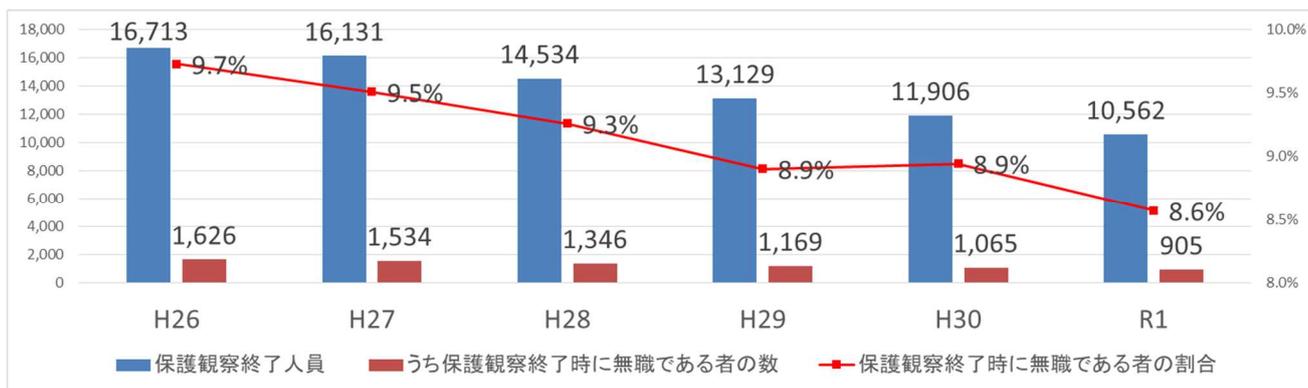


(茨城県)

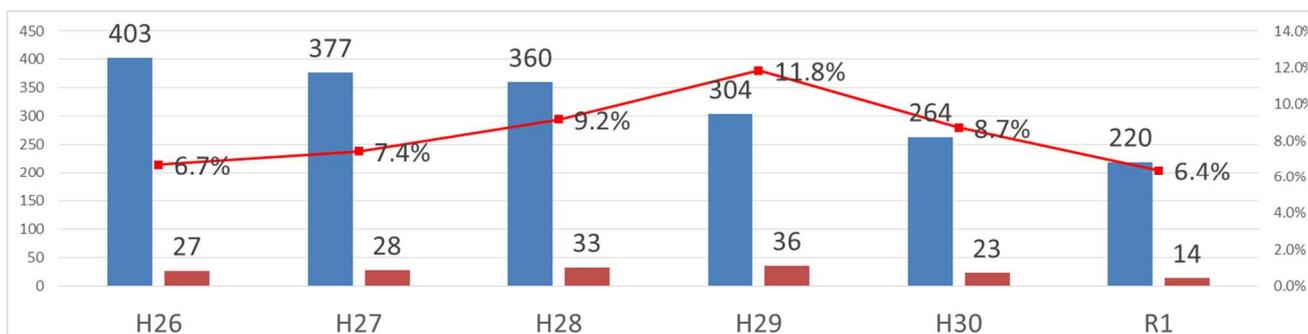


＜保護観察処分少年及び少年院仮退院者＞

(全国)



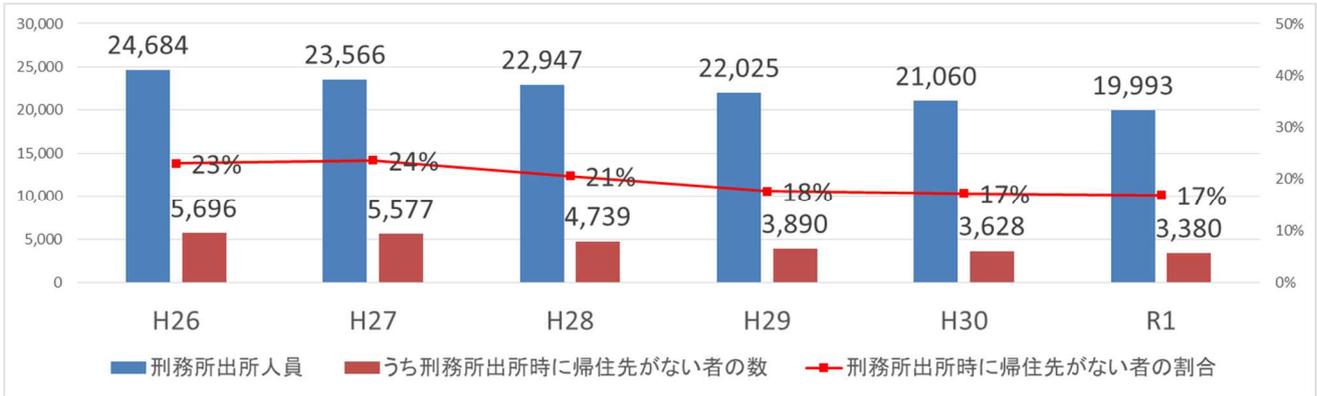
(茨城県)



【指標番号 8】 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

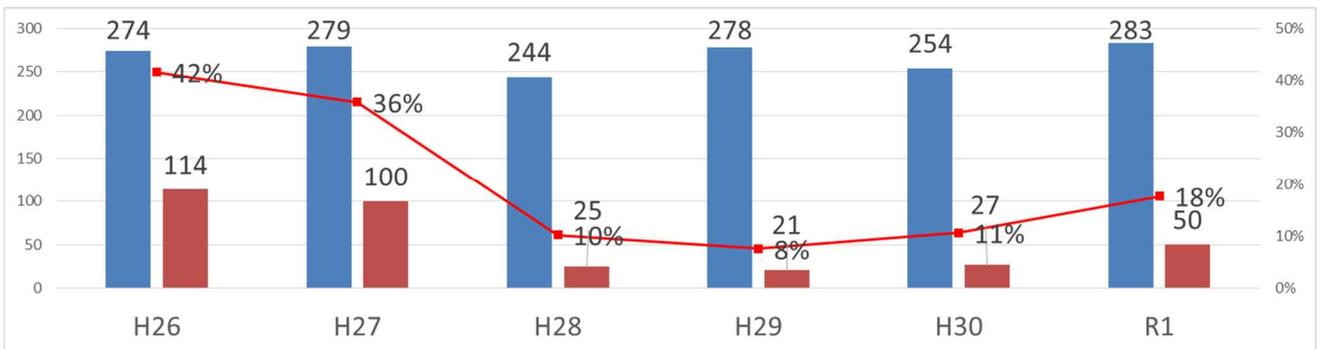
(全国)

※出所施設の所在地で分類



(茨城県)

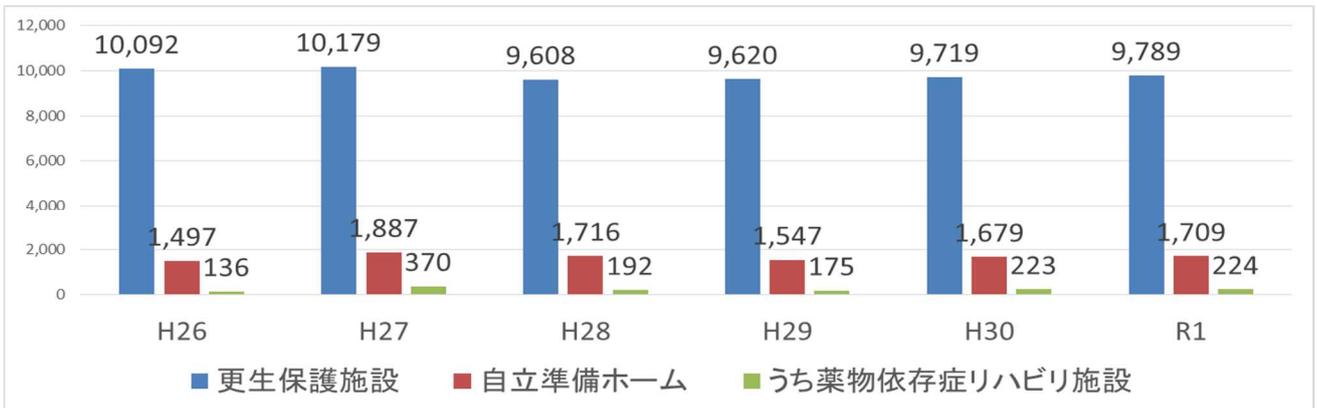
※出所者が必ずしも刑務所の所在地に帰住するわけではないことや、刑務所によって受刑者の特性等が異なることに留意が必要



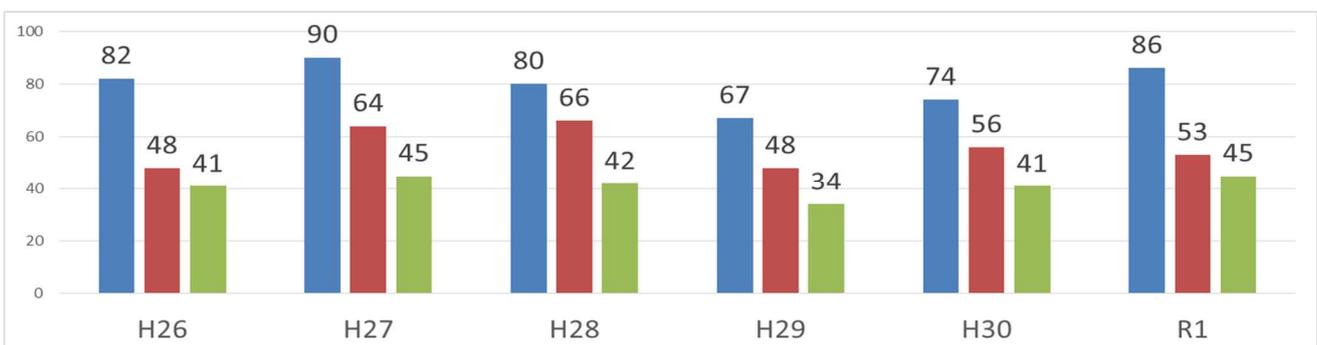
【指標番号 9】 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(全国)

※更生保護施設又は自立準備ホームの所在地で分類

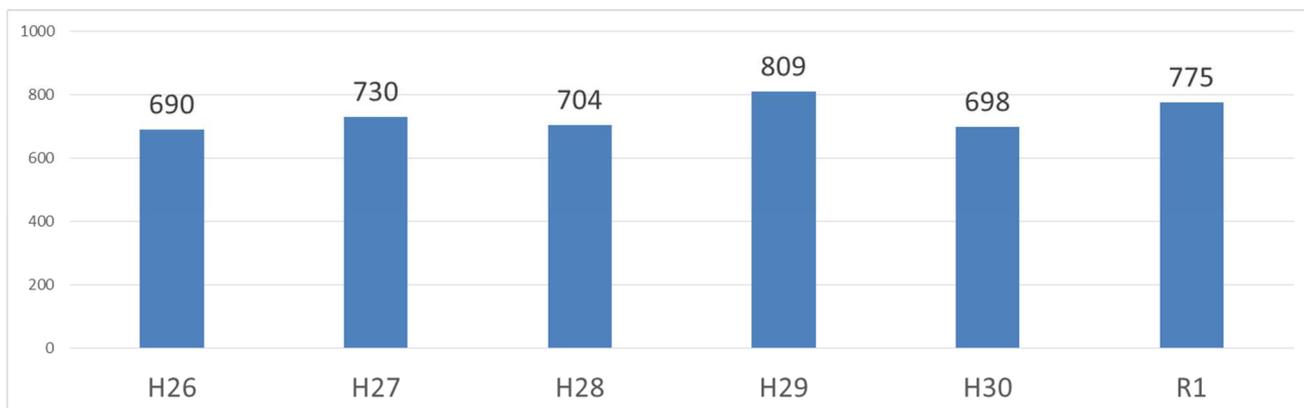


(茨城県)



【指標番号 10】 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

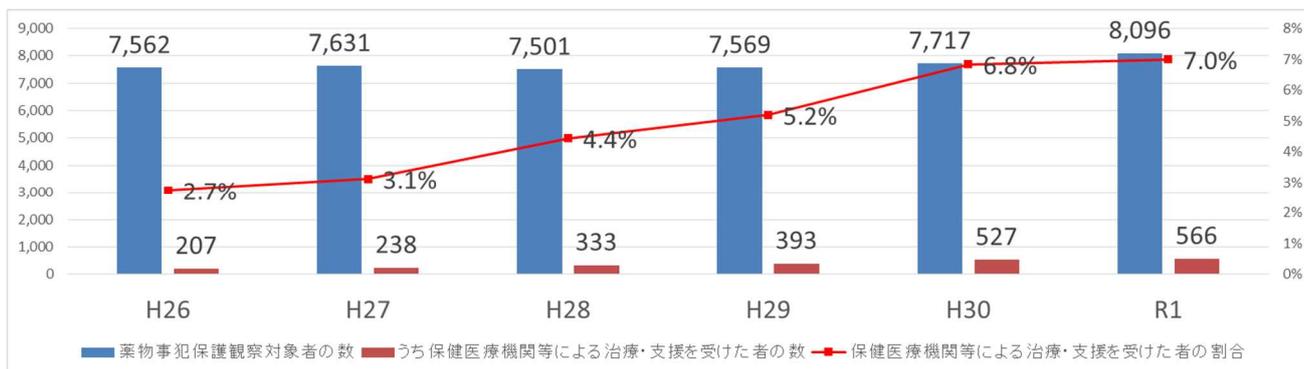
(全国)



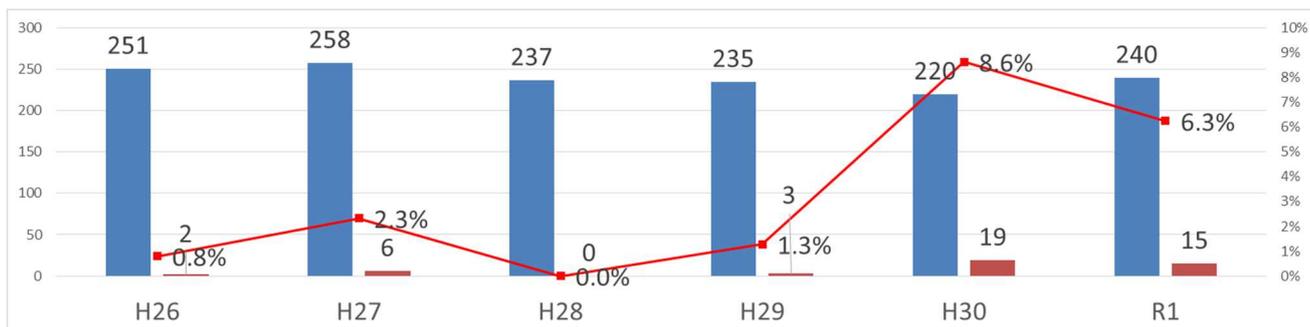
【指標番号 11】 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

(全国)

※薬物事犯者の処遇を実施する保護観察所の所在地で分類

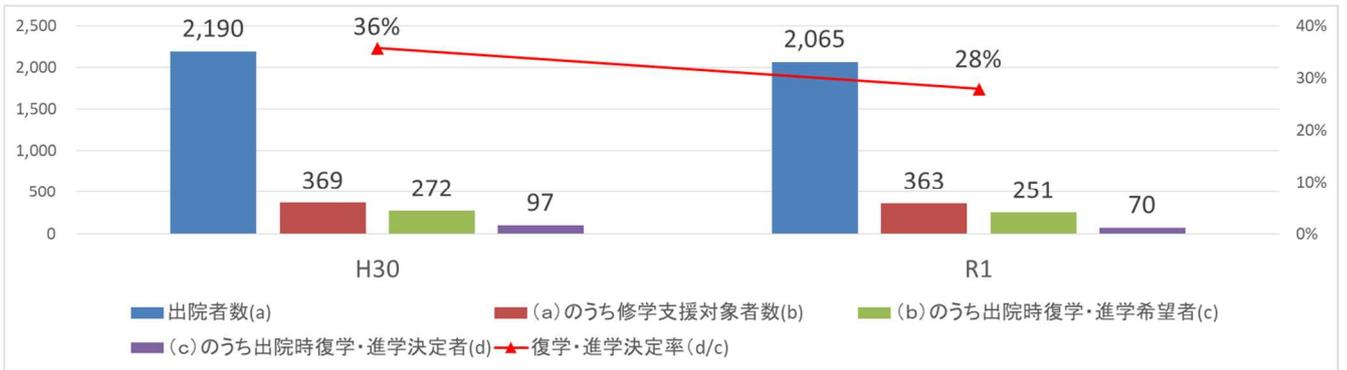


(茨城県)



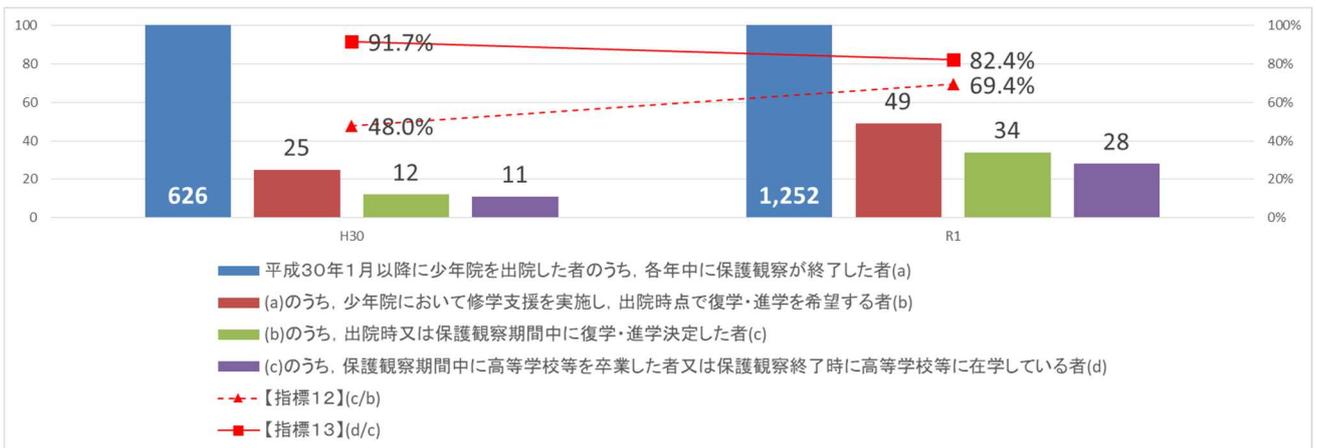
【指標番号 1 2】 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率

(全国)



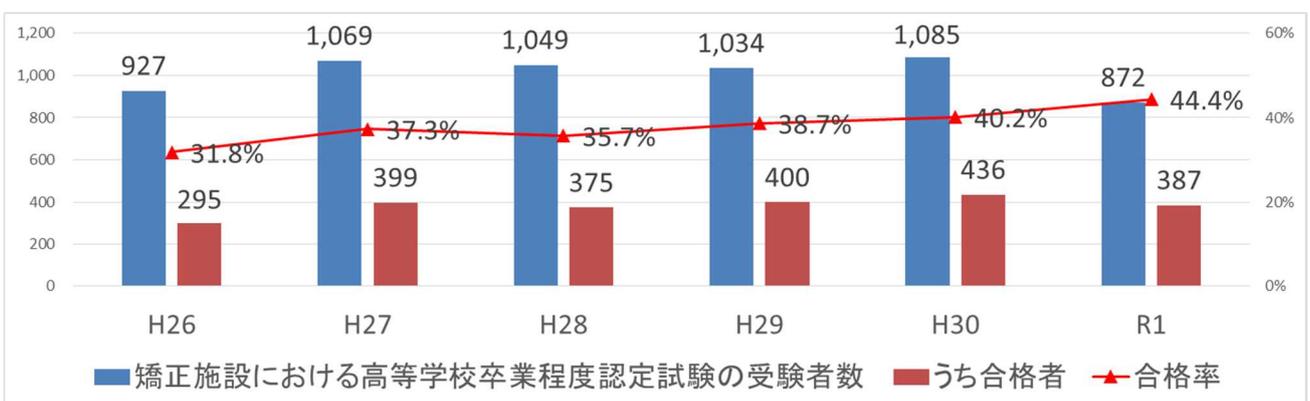
【指標番号 1 3】 指標 12により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合

(全国)



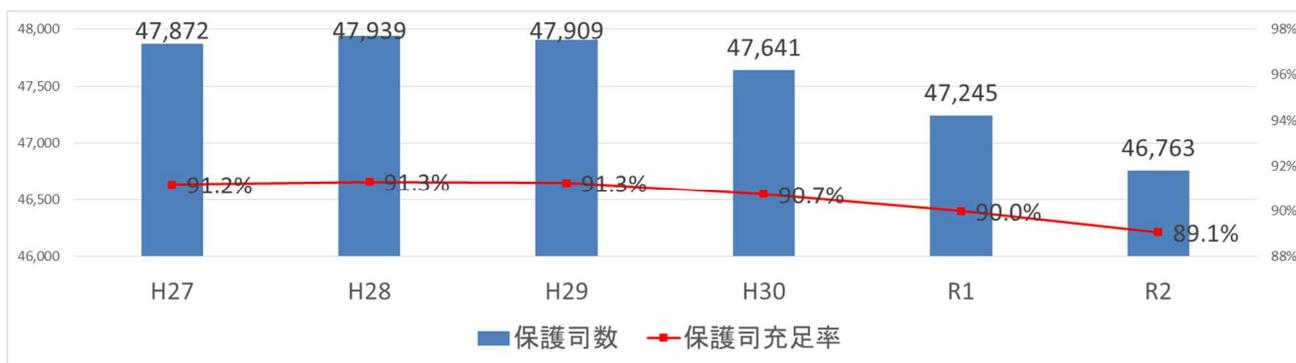
【指標番号 1 4】 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率

(全国)

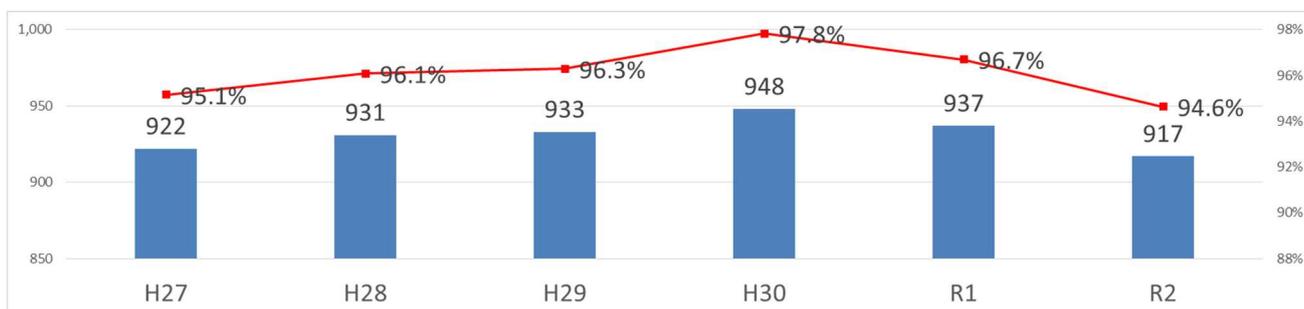


【指標番号 15】 保護司数及び保護司充足率

(全国)

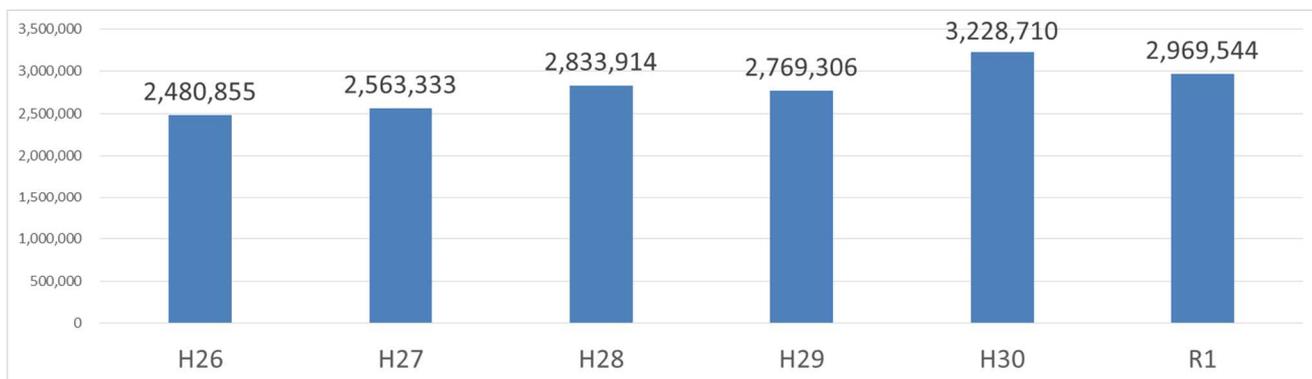


(茨城県)

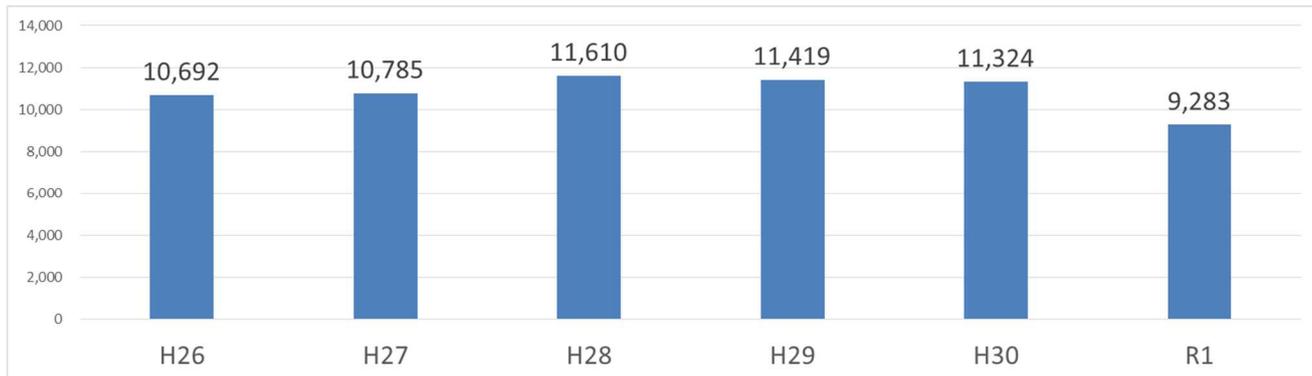


【指標番号 16】 “社会を明るくする運動” 行事参加人数

(全国)



(茨城県)



【参考資料】

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の概要
2. 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）の概要
3. 再犯防止に向けた総合対策（平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）の概要
4. 成人による刑事事件の流れ
5. 非行少年に関する手続きの流れ
6. 再犯防止に係る社会資源の概要（エコマップ）
7. 国・県等の関係機関一覧
8. 自立相談支援機関一覧
9. 社会福祉協議会一覧
10. 市町村における関係支援施策の担当課一覧

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

「再犯防止に向けた総合対策」（概要）

再犯の現状と課題

再犯の再犯者が再犯の被害者になりつつある

入所者数の多い者の5年以内の再犯率は入所者より約1%の差が大きい

| 期間 | 再犯率 | 被害率 |
|------|-------|-------|
| 1年以内 | 46.2% | 35.0% |
| 2年以内 | 48.5% | 36.5% |
| 3年以内 | 50.1% | 37.8% |
| 4年以内 | 51.8% | 39.2% |
| 5年以内 | 53.5% | 40.5% |

高年齢者の5年以内の再犯率は高年齢者より約1%の差が大きい

| 期間 | 再犯率 | 被害率 |
|------|-------|-------|
| 1年以内 | 45.5% | 34.5% |
| 2年以内 | 47.8% | 36.0% |
| 3年以内 | 49.2% | 37.5% |
| 4年以内 | 50.8% | 38.8% |
| 5年以内 | 52.5% | 40.0% |

再入所の際、被害者被害に遭った被害者が約1年以内の再犯

| 再入所者 | 被害者 |
|------|-------|
| 3.2% | 40.8% |

被害者被害に遭った者の再犯率は再入所者の約10倍

再犯防止のための重点施策

★は、「刑務所内所長等の再犯防止に向けた連携の取組」にはない、新たな対策を指す。

①対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

- 【少年・若年者・初犯者】★
 - 様々な困難等に対応した指導・支援
 - 関係機関連携の下、家族等への特許的支援の強化
 - 社会資源活用等によるコミュニケーション能力の伸長
 - 関係機関連携の下、不登校・不登校の解消や職場づくり等の効果的実施

②社会における「居場所」と「出所」を作る

- 【高齢者・障害者】★
 - 地域生活定着促進事業等による居住内関係、福祉サービス提供等の推進
 - 様々なニーズに応じた切れ目のない指導・支援の強化
- 【女性】★
 - 女性に特化した傾向の分析に基づく、更に効果的な指導・支援の方針の検討・実施
 - 被害者被害等による精神的苦痛に対する、社会生活適応のための支援の方針の検討・実施

③再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施★

再犯の実態把握や再犯防止のための情報連携体制の構築★

既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討★

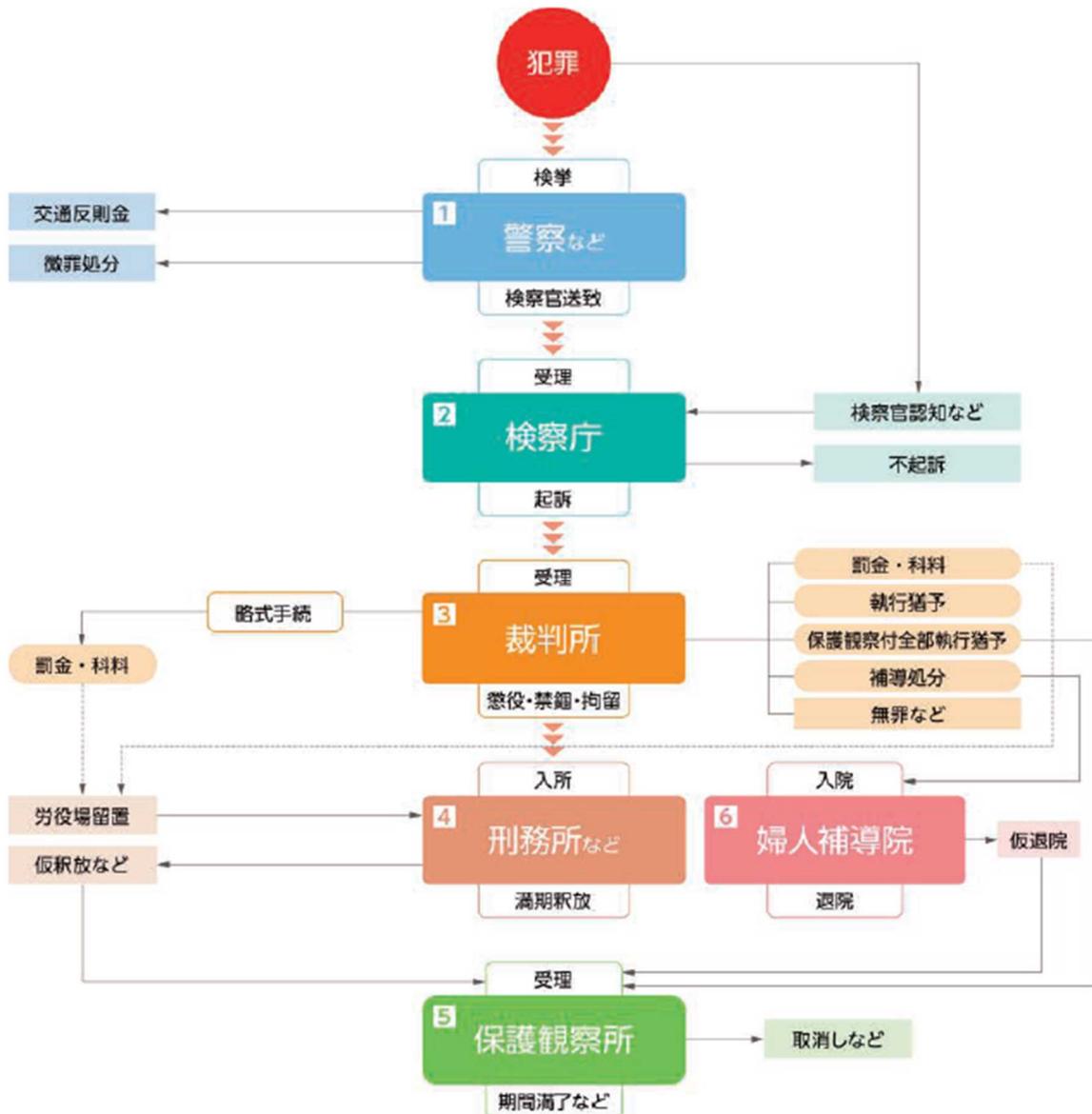
④広く民間に連携を求め、支えられた社会復帰を促す

- 労務事業等の実施★
- 刑事司法分野に関する法教育の実施★
- 保護司制度の基盤整備と充実・強化
- 日本弁護士連合会等との連携★
- 民間企業の参画による支援策の展開

【数値目標】 出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少

推進体制

- 再犯防止対策WTIにおいて、具体的取組についての工程表及び成果目標を策定
- おおむね5年後を目途に、本総合対策の見直しを実施



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

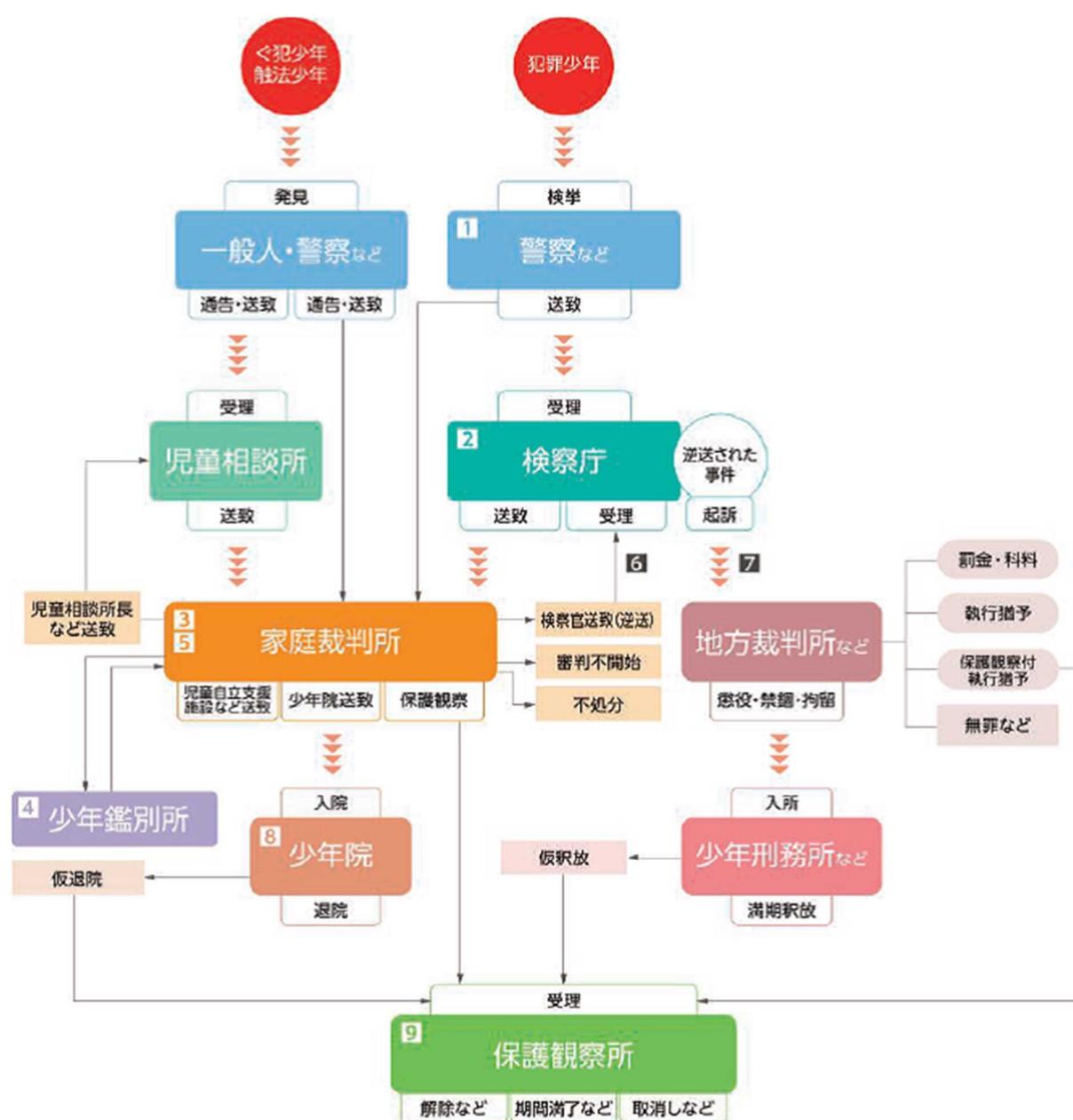
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

非行少年に関する手続きの流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯(犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。)などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めないなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

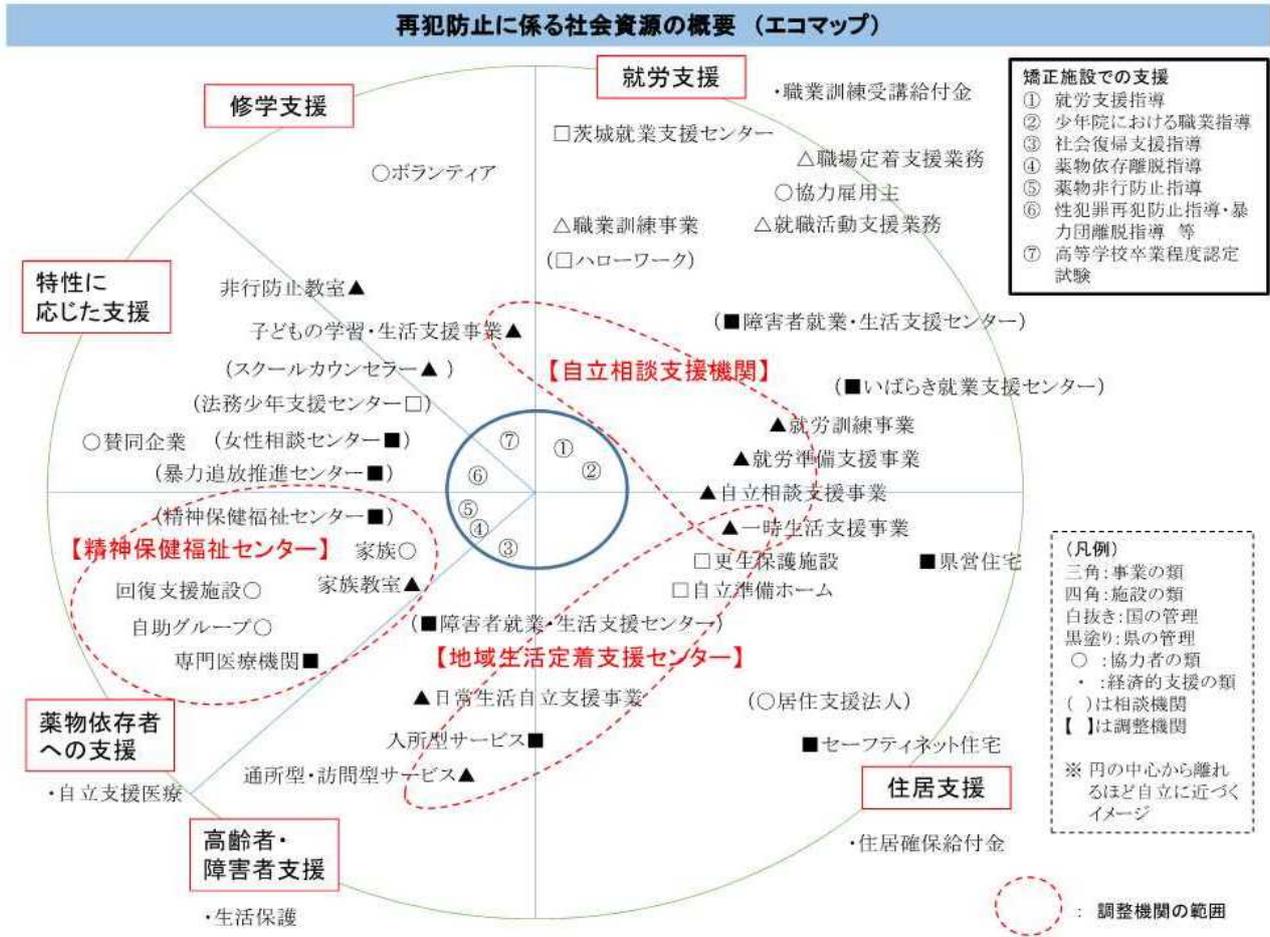
⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

再犯防止に係る社会資源の概要（エコマップ）



国・県等の関係機関一覧

表 1

| 区分 | 名称 | 地区・圏域等 | 所在地 | 電話番号 | 主な支援内容 | |
|--------|------------------------------------|---------------------|--------------------------|--------------|--|-----------------------|
| 国の機関 | ハローワーク | 水戸 | 水戸市水府町1573-1 | 029-231-6221 | 職業紹介、職業訓練 | |
| | | 笠間 | 笠間市石井2026-1 | 0296-72-0252 | | |
| | | 日立 | 日立市若葉町2-6-2 | 0294-21-6441 | | |
| | | 筑西 | 筑西市成田628-1 | 0296-22-2188 | | |
| | | 下妻 | 下妻市古沢34-1 | 0296-43-3737 | | |
| | | 土浦 | 土浦市尖塚1838 | 029-822-5124 | | |
| | | 古河 | 古河市東3-7-23 | 0280-32-0461 | | |
| | | 常総 | 常総市水海道天満町4798 | 0297-22-8609 | | |
| | | 石岡 | 石岡市東石岡5-7-40 | 0299-26-8141 | | |
| | | 常陸大宮 | 常陸大宮市野中町3083-1 | 0295-52-3185 | | |
| | | 龍ヶ崎 | 龍ヶ崎市若柴町1229-1 | 0297-60-2727 | | |
| | | 高萩 | 高萩市本町4-8-5 | 0293-22-2549 | | |
| | | 常陸鹿嶋 | 鹿嶋市宮中1995-1鹿嶋労働総合庁舎 | 0299-83-2318 | | |
| | | | 水戸保護観察所 | | | 水戸市北見町1-1(水戸法務総合庁舎2階) |
| | 茨城就業支援センター | | ひたちなか市大字市毛858-82 | 029-354-2601 | 農業実習を通じた就農支援 | |
| | 法務少年支援センターみと | | 水戸市新原1-15-15 | 029-251-4816 | 非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などの相談 | |
| 県の機関 | 茨城県地域生活定着支援センター | | 古河市上大野698 | 0280-97-2100 | 福祉サービス等の利用に関する相談 | |
| | いばらき就職支援センター (ジョブカフェ) | 水戸 | 水戸市三の丸1-7-41 | 029-300-1916 | 就職相談、職業紹介 キャリアカウンセリング | |
| | | 県北 | 常陸太田市山下町4119(県常陸太田合同庁舎内) | 0294-80-3366 | | |
| | | 日立 | 日立市幸町1-21-2(日立商工会議所会館内) | 0294-27-7172 | | |
| | | 鹿行 | 鉾田市鉾田1367-3(県鉾田合同庁舎内) | 0291-34-2061 | | |
| | | 県南 | 土浦市真鍋5-17-26(県土浦合同庁舎内) | 029-825-3410 | | |
| | 県西 | 筑西市二木成615(県筑西合同庁舎内) | 0296-23-3811 | | | |
| | | 茨城県精神保健福祉センター | | 水戸市笠原町993-2 | 029-243-2870 | 精神保健福祉、薬物依存に係る相談 |
| | 障害者就業・生活支援センター | 水戸 | 水戸市赤塚1-1 ミオスビル2F | 029-309-6630 | (就業支援) ・職業準備訓練のあっせん ・就職活動支援 ・職場定着支援 (生活支援) ・日常生活の助言 | |
| | | 日立 | 日立市多賀町2-18-6 三協ビル1F | 0294-36-2878 | | |
| | | 常陸太田・ひたちなか | ひたちなか市長砂1561-4 | 029-202-0777 | | |
| | | 鹿行 | 鹿嶋市国末1539-1 | 0299-82-6475 | | |
| | | 土浦 | 石岡市鹿の子4-16-52 | 0299-22-3215 | | |
| | | つくば | つくば市上郷7563-67 | 029-847-8000 | | |
| 取手・竜ヶ崎 | | 土浦市真鍋新町1-14 | 029-827-1104 | | | |
| 筑西・下妻 | 筑西市茂田1740 | 0296-22-5532 | | | | |
| 古河・坂東 | 坂東市生子1617 | 0280-88-0301 | | | | |
| | 茨城県女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター) | | 水戸市三の丸1-5-38 | 029-221-4166 | 女性が抱える問題に関する相談 | |
| 民間団体等 | 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター | | 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎1F | 029-228-0893 | 暴力団離脱に関する相談 | |
| | 一般財団法人茨城県住宅管理センター | | 水戸市大町3-4-36 | 029-226-3355 | 県営住宅の管理 | |
| | 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 (日常生活自立支援センター) | | 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館 | 029-241-1134 | 日常生活自立支援事業 | |

自立相談支援機関一覧

表 2

| | お住まいの自治体 | 相談先の機関名 | 相談窓口名 | 住 所 | 電話番号 | FAX番号 |
|----|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 1 | 水戸市 | 社福)水戸市社会福祉協議会 | 自立相談支援室 | 水戸市中央 1-4-1 | 029-291-3941 | 029-297-5515 |
| 2 | 日立市 | 社福)日立市社会福祉協議会 | 自立相談サポートセンター | 日立市助川町 1-1-1 日立市役所社会福祉課内) | 0294-22-3111(内 925) 050-5528-5153 | 0294-25-1123 |
| 3 | 土浦市 | 社福)土浦市社会福祉協議会 | 暮らし自立サポートセンター | 土浦市大和町 9-2 ウララ2ビル 土浦市総合福祉会館 4階 | 029-822-7610 | 029-824-4118 |
| 4 | 古河市 | 社福)古河市社会福祉協議会 | 生活支援センター | 古河市駒羽根 150 健康の駅 | 0280-92-7017 | 0280-33-6777 |
| 5 | 石岡市 | 石岡市 社会福祉課 | 生活困窮者自立支援担当 | 石岡市石岡 1-1-1 | 0299-23-1111 内 7153) | 0299-27-5835 |
| 6 | 結城市 | 社福)結城市社会福祉協議会 | 生活困窮者自立相談窓口 | 結城市大字結城 1447 結城市役所社会福祉課内) | 0296-45-4855 | 0296-33-6628 |
| 7 | 龍ヶ崎市 | 龍ヶ崎市 生活支援課 | 生活支援グループ | 龍ヶ崎市 3710 | 0297-64-1111 内 187) | 0297-64-7008 |
| 8 | 下妻市 | 社福)下妻市社会福祉協議会 | 下妻市社会福祉協議会 | 下妻市本城町 3-13 | 0296-44-0142 | 0296-44-0559 |
| 9 | 常総市 | 常総市 社会福祉課 | 生活困窮者自立相談窓口 | 常総市水海道諏訪町 3222-3 | 0297-23-2111(代) | 0297-23-2450 |
| 10 | 常陸太田市 | 常陸太田市 社会福祉課 | 自立相談支援室 | 常陸太田市金井町 3690 | 0294-72-3111 内 147, 148) | 0294-72-3083 |
| 11 | 高萩市 | 高萩市 社会福祉課 | 生活支援グループ | 高萩市本町 1-100-1 | 0293-23-7030 | 0293-23-5151 |
| 12 | 北茨城市 | 北茨城市 社会福祉課 | 生活支援係 | 北茨城市磯原町磯原 1630 | 0293-43-1111 内 135, 136) | 0293-43-6155 |
| 13 | 笠間市 | 社福)笠間市社会福祉協議会 | 生活支援グループ | 笠間市美原 3-2-11 | 0296-77-0730 | 0296-78-3933 |
| 14 | 取手市 | 社福)取手市社会福祉協議会 | くらしサポートセンター | 取手市寺田 5144-3 | 0297-72-0603 | 0297-73-7179 |
| 15 | 牛久市 | 社福)牛久市社会福祉協議会 | 生活支援 相談センター | 牛久市中央 3-15-1 | 029-871-1295 | 029-871-1296 |
| 16 | つくば市 | 社福)つくば市社会福祉協議会 | 生活困窮者自立相談窓口 | つくば市研究学園 1-1-1 | 029-879-8711 | 029-879-7885 |
| 17 | ひたちなか市 | ひたちなか市 生活支援課 | 生活支援係 | ひたちなか市東石川 2-10-1 | 029-273-0111(代) | 029-272-2940 |
| 18 | 鹿嶋市 | 鹿嶋市 生活福祉課 | 生活支援グループ | 鹿嶋市大字平井 1187-1 | 0299-82-2911(代) | 0299-77-7865 |
| 19 | 潮来市 | 潮来市 社会福祉課 | 保護グループ | 潮来市 626 | 0299-63-1111(代) | 0299-80-1410 |
| 20 | 守谷市 | 守谷市 社会福祉課 | 保護グループ | 守谷市大柏 950-1 | 0297-45-1111(代) | 0297-45-6527 |
| 21 | 常陸大宮市 | 常陸大宮市 社会福祉課 | 生活困窮者自立相談相談窓口 | 常陸大宮市中富町 3135-5 | 0295-52-1111(代) | 0295-54-0024 |
| 22 | 那珂市 | 社福)那珂市社会福祉協議会 | 自立相談サポートセンター | 那珂市菅谷 3198 | 029-298-8881 | 029-298-8890 |
| 23 | 筑西市 | 筑西市 社会福祉課 | 福祉相談室 | 筑西市丙 360 | 0296-24-2111(代) | 0296-25-2913 |
| | | 社福)筑西市社会福祉協議会 | 地域福祉推進課 | 筑西市小林 355 | 0296-22-5191 | 0296-25-2400 |
| 24 | 坂東市 | 坂東市 社会福祉課 | 援護係 | 坂東市岩井 4365 | 0297-21-2190 | 0297-21-2210 |
| 25 | 稲敷市 | 稲敷市 生活福祉課 | 生活支援担当 | 稲敷市犬塚 1570-1 | 029-892-2000(代) | 029-893-1545 |
| 26 | かすみがうら市 | 社福)かすみがうら市 社会福祉協議会 | 生活自立相談支援窓口 | かすみがうら市栄倉 5462 | 029-898-2527 | 029-898-3523 |
| 27 | 神栖市 | 社福)神栖市社会福祉協議会 | 神栖市社会福祉協議会 | 神栖市溝口 1746-1 | 0299-93-0294 | 0299-92-8750 |
| 28 | 桜川市 | 桜川市 社会福祉課 | 社会福祉グループ | 桜川市岩瀬 64-2 | 0296-75-3126 | 0296-75-4690 |
| 29 | 行方市 | 行方市 社会福祉課 | 生活保護グループ | 行方市玉造甲 404 | 0299-55-0111(代) | 0299-36-2610 |
| 30 | 鉾田市 | 鉾田市 社会福祉課 | 保護グループ | 鉾田市鉾田 1444-1 | 0291-36-7929 | 0291-32-5183 |
| 31 | つくばみらい市 | つくばみらい市 社会福祉課 | 保護係 | つくばみらい市福田 195 | 0297-58-2111(代) | 0297-58-5811 |
| 32 | 小美玉市 | 小美玉市 社会福祉課 | 保護係 | 小美玉市上玉里 1122 | 0299-48-1111(代) | 0299-58-4846 |
| 33 | 大子町 | 県北県民センター 県民福祉課 県北福祉事務所) | 地域福祉室 生活自立相談窓口 | 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎 階) | 0294-80-3320 | 0294-80-3328 |
| 34 | 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村 | 福祉相談センター 生活保護課 県央福祉事務所) | 生活自立相談窓口 | 水戸市三の丸 1-5-38 三の丸庁舎 2階) | 029-226-1512 | 029-227-4469 |
| 35 | 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町 | 県南県民センター 県民福祉課 県南福祉事務所) | 地域福祉室 生活自立相談窓口 | 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 階) | 029-822-7241 | 029-822-0815 |
| 36 | 八千代町, 五霞町, 境町 | 県西県民センター 県民福祉課 県西福祉事務所) | 地域福祉室 境分室 生活自立相談窓口 | 猿島郡境町長井戸 320 境合同庁舎 階) | 0280-87-0224 | 0280-86-6207 |

社会福祉協議会一覧

表 3

| | 市町村名 | 郵便番号 | 所在地 | 建物名 | 建物愛称 | TEL | FAX |
|------------|----------|------------|------------------|-----------------|----------|--------------|--------------|
| 1 | 水戸市 | 310-8610 | 水戸市中央1-4-1 | 水戸市役所(自立相談支援室) | | 029-291-3941 | 029-297-5515 |
| 2 | 日立市 | 317-0076 | 日立市会瀬町4-9-13 | 福祉プラザ | | 0294-37-1122 | 0294-37-1124 |
| 3 | 土浦市 | 300-0036 | 土浦市大和町9-2 | 土浦市総合福祉会館 | ウララ2ビル4F | 029-822-7610 | 029-824-4118 |
| 4 | 古河市 | 306-0221 | 古河市駒羽根1501 | 総和福祉センター | 健康の駅 | 0280-92-7017 | 0280-33-6777 |
| 5 | 石岡市 | 315-0009 | 石岡市大砂10527-6 | ふれあいの里石岡ひまわり館 | | 0299-22-2411 | 0299-22-2440 |
| 6 | 結城市 | 307-0001 | 結城市大字結城7473 | 結城市役所駅前分庁舎 | しるくろーど | 0296-33-0225 | 0296-33-1037 |
| 7 | 龍ヶ崎市 | 301-0007 | 龍ヶ崎市馴柴町834-1 | 龍ヶ崎市地域福祉会館 | | 0297-62-5176 | 0297-62-5575 |
| 8 | 下妻市 | 304-0064 | 下妻市本城町3-13 | | | 0296-44-0142 | 0296-44-0559 |
| 9 | 常総市 | 303-0034 | 常総市水海道天満町2472 | | | 0297-23-2233 | 0297-23-2234 |
| 10 | 常陸太田市 | 313-0041 | 常陸太田市稲木町33 | 常陸太田市総合福祉会館 | | 0294-73-1717 | 0294-72-5449 |
| 11 | 高萩市 | 318-0031 | 高萩市春日町3-10 | 高萩市総合福祉センター | | 0293-23-8341 | 0293-23-8342 |
| 12 | 北茨城市 | 319-1542 | 北茨城市磯原町本町2-4-16 | 北茨城市地域福祉交流センター | | 0293-42-0782 | 0293-42-7666 |
| 13 | 笠間市 | 309-1704 | 笠間市美原3-2-11 | 笠間市地域福祉センターともべ | | 0296-77-0730 | 0296-78-3933 |
| 14 | 取手市 | 302-0021 | 取手市寺田5144-3 | 取手市福祉交流センター | | 0297-72-0603 | 0297-73-7179 |
| 15 | 牛久市 | 300-1292 | 牛久市中央3-15-1 | 牛久市役所分庁舎 | | 029-878-5050 | 029-871-0540 |
| 16 | つくば市 | 300-3257 | つくば市筑穂1-10-4 | つくば市大穂庁舎 | | 029-879-5500 | 029-879-5501 |
| 17 | ひたちなか市 | 312-0041 | ひたちなか市西大島3-16-1 | ひたちなか市総合福祉センター | | 029-274-3241 | 029-275-0606 |
| 18 | 鹿嶋市 | 314-0012 | 鹿嶋市平井1350-45 | 鹿嶋市総合福祉センター | | 0299-82-2621 | 0299-83-0242 |
| 19 | 潮来市 | 311-2421 | 潮来市辻765 | 潮来保健福祉センター | | 0299-63-1296 | 0299-63-1265 |
| 20 | 守谷市 | 302-0116 | 守谷市大柏954-3 | いきいきプラザ・げんき館 | | 0297-45-0088 | 0297-48-5554 |
| 21 | 常陸大宮市 | 319-2254 | 常陸大宮市北町388-2 | 常陸大宮市総合保健福祉センター | かがやき | 0295-53-1125 | 0295-53-1275 |
| 22 | 那珂市 | 319-2102 | 那珂市瓜連321 | 那珂市役所瓜連支所分庁舎 | | 029-229-0309 | 029-296-1002 |
| 23 | 筑西市 | 308-0806 | 筑西市小林355 | 筑西市総合福祉センター | | 0296-22-5191 | 0296-25-2400 |
| 24 | 坂東市 | 306-0632 | 坂東市浜田48 | 岩井福祉センター | 夢積館 | 0297-35-4811 | 0297-36-2355 |
| 25 | 稲敷市 | 300-0504 | 稲敷市江戸崎甲1992 | 稲敷市江戸崎福祉センター | | 029-892-5711 | 029-892-5922 |
| 26 | かすみがうら市 | 300-0121 | かすみがうら市央倉5462 | かすみがうら市ウェルネスプラザ | | 029-898-2527 | 029-898-3523 |
| 27 | 神栖市 | 314-0121 | 神栖市溝口1746-1 | 神栖市保健・福祉会館 | | 0299-93-0294 | 0299-92-8750 |
| 28 | 桜川市 | 309-1223 | 桜川市鎌田612 | 桜川市岩瀬福祉センター | | 0296-76-1357 | 0296-76-2961 |
| 29 | 行方市 | 311-3512 | 行方市玉造甲403 | 行方市 | | 0299-36-2020 | 0299-55-4545 |
| 30 | 銚田市 | 311-1528 | 銚田市当間228 | 銚田市老人福祉センター | ともえ荘 | 0291-32-5831 | 0291-32-5832 |
| 31 | つくばみらい市 | 300-2312 | つくばみらい市神生530 | きらくやまふれあいの丘 | すこやか福祉館 | 0297-57-0205 | 0297-57-0206 |
| 32 | 小美玉市 | 311-3436 | 小美玉市上玉里1122 | 小美玉市玉里保健福祉センター | | 0299-37-1551 | 0299-37-1552 |
| 33 | 茨城町 | 311-3131 | 東茨城郡茨城町小堤1037-1 | 茨城町総合福祉センター | ゆうゆう館 | 029-292-7141 | 029-292-3232 |
| 34 | 大洗町 | 311-1305 | 東茨城郡大洗町港中央26-1 | 大洗町健康福祉センター | ゆっくら健康館 | 029-266-3021 | 029-266-2739 |
| 35 | 城里町 | 311-4303 | 東茨城郡城里町石塚1428-1 | 城里町常北保健福祉センター | | 029-288-7013 | 029-288-7021 |
| 36 | 東海村 | 319-1112 | 那珂郡東海村村松2005 | 東海村総合福祉センター | 絆 | 029-283-0205 | 029-283-4535 |
| 37 | 大子町 | 319-3526 | 久慈郡大子町大子722-1 | 大子町文化福祉会館 | まいん | 0295-72-2005 | 0295-72-1121 |
| 38 | 美浦村 | 300-0424 | 稲敷郡美浦村受領1546-1 | 美浦村デイサービスセンター | | 029-885-0038 | 029-840-4552 |
| 39 | 阿見町 | 300-0331 | 稲敷郡阿見町大字阿見4671-1 | 阿見町総合保健福祉会館 | さわやかセンター | 029-887-0084 | 029-887-9934 |
| 40 | 河内町 | 300-1331 | 稲敷郡河内町生板9593-1 | 河内町福祉センター | | 0297-84-2830 | 0297-84-4060 |
| 41 | 八千代町 | 300-3572 | 結城郡八千代町大字菅谷1033 | 八千代町保健センター | | 0296-49-3949 | 0296-49-3866 |
| 42 | 五霞町 | 306-0303 | 猿島郡五霞町大江川3201 | 五霞町福祉センター | ひばりの里 | 0280-84-0765 | 0280-84-3887 |
| 43 | 境町 | 306-0404 | 猿島郡境町大字長井戸1681-1 | 境町社会福祉会館 | | 0280-87-2525 | 0280-87-5825 |
| 44 | 利根町 | 300-1622 | 北相馬郡利根町大字布川2968 | 利根町民すこやか交流センター | | 0297-68-7771 | 0297-68-8072 |
| 茨城県社会福祉協議会 | 310-8586 | 水戸市千波町1918 | 茨城県総合福祉会館 | | | 029-244-4559 | 029-241-1434 |

市町村における関係支援施策の担当課一覧

表 4

| 市町村名 | 電話番号(代表) | 生活保護 | 高齢者支援 | 障害者支援 |
|---------|--------------|--------|-------|--------|
| 水戸市 | 029-224-1111 | 生活福祉課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| 日立市 | 0294-22-3111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| 土浦市 | 029-826-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| 古河市 | 0280-92-3111 | 社会福祉課 | 高齢介護課 | 障がい福祉課 |
| 石岡市 | 0299-23-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 結城市 | 0296-32-1111 | 社会福祉課 | 長寿福祉課 | 社会福祉課 |
| 龍ヶ崎市 | 0297-64-1111 | 生活支援課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 下妻市 | 0296-43-2111 | 福祉課 | 介護保険課 | 福祉課 |
| 常総市 | 0297-23-2111 | 社会福祉課 | 幸せ長寿課 | 社会福祉課 |
| 常陸太田市 | 0294-72-3111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 高萩市 | 0293-23-2111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 北茨城市 | 0293-43-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 笠間市 | 0296-77-1101 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 取手市 | 0297-74-2141 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| 牛久市 | 029-873-2111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| つくば市 | 029-883-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| ひたちなか市 | 029-273-0111 | 生活支援課 | 高齢福祉課 | 障害福祉課 |
| 鹿嶋市 | 0299-82-2911 | 生活福祉課 | 介護長寿課 | 生活福祉課 |
| 潮来市 | 0299-63-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 守谷市 | 0297-45-1111 | 社会福祉課 | 健康長寿課 | 社会福祉課 |
| 常陸大宮市 | 0295-52-1111 | 社会福祉課 | 長寿福祉課 | 社会福祉課 |
| 那珂市 | 029-298-1111 | 社会福祉課 | 介護長寿課 | 社会福祉課 |
| 筑西市 | 0296-24-2111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 障がい福祉課 |
| 坂東市 | 0297-35-2121 | 社会福祉課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 稲敷市 | 029-892-2000 | 生活福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| かすみがうら市 | 0299-59-2111 | 社会福祉課 | 介護長寿課 | 社会福祉課 |
| 桜川市 | 0296-58-5111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 神栖市 | 0299-90-1111 | 社会福祉課 | 長寿介護課 | 障がい福祉課 |
| 行方市 | 0299-72-0811 | 社会福祉課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 鉾田市 | 0291-33-2111 | 社会福祉課 | 介護保険課 | 社会福祉課 |
| つくばみらい市 | 0297-58-2111 | 社会福祉課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 小美玉市 | 0299-48-1111 | 社会福祉課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 茨城町 | 029-292-1111 | 社会福祉課 | 長寿福祉課 | 社会福祉課 |
| 大洗町 | 029-267-5111 | 福祉課 | 福祉課 | 福祉課 |
| 城里町 | 029-288-3111 | 福祉こども課 | 長寿応援課 | 福祉こども課 |
| 東海村 | 029-282-1711 | 福祉総務課 | 高齢福祉課 | 障がい福祉課 |
| 大子町 | 0295-72-1111 | 福祉課 | 福祉課 | 福祉課 |
| 美浦村 | 029-885-0340 | 福祉介護課 | 福祉介護課 | 福祉介護課 |
| 阿見町 | 029-888-1111 | 社会福祉課 | 高齢福祉課 | 社会福祉課 |
| 河内町 | 0297-84-2111 | 福祉課 | 福祉課 | 福祉課 |
| 八千代町 | 0296-48-1111 | 福祉課 | 長寿支援課 | 福祉課 |
| 五霞町 | 0280-84-1111 | 健康福祉課 | 健康福祉課 | 健康福祉課 |
| 境町 | 0280-81-1300 | 社会福祉課 | 介護福祉課 | 社会福祉課 |
| 利根町 | 0297-68-2211 | 福祉課 | 福祉課 | 福祉課 |

<お問い合わせ先>

茨城県福祉部福祉政策課 人権施策推進室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL : 029-301-3135

FAX : 029-301-3179